

令和元年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年9月4日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年9月4日	15時22分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員	5番	末次 明		6番	栗野 久明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 西村 美香子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 大久保 由美子

- (1) 図書館内の郷土資料コーナーと歴史民俗資料館について
- (2) 災害時の情報伝達に戸別受信機の取組を
- (3) 住宅用火災警報器の設置普及と補助制度の取組を

2. 久保山 義 明

- (1) 黒谷地区地区計画について
- (2) 業務継続計画（BCP）の策定について
- (3) 町道の維持管理について

3. 松 石 健 児

- (1) 小中学校の教育行政について
- (2) 引きこもりや生活困窮者の孤立防止策について

4. 天 本 勉

- (1) 若者の定住促進を図るためのさらなる企業誘致の推進について
- (2) 令和元年7月21日の豪雨による被害状況及び昨年度の豪雨災害の復旧状況について

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保由美子議員。

○4番（大久保由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。昨日より始まりました第3回定例会一般質問、初日のトップバッターを務めます4番議員の大久保由美子でございます。早朝より傍聴ありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

昨年に引き続き、先日の8月28日は福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発令され、中でも、佐賀県は特に甚大な被害が発生しました。災害によりとうとい命が失われ、謹んでお悔やみを申し上げます。また、県内浸水被害は1,000棟以上と聞きます。謹んでお見舞いを申し上げます。

今回の一般質問通告の中に、防災の観点から戸別受信機と住宅用火災警報器の設置について質問しております。

毎年発生する自然災害には、町民、行政、そして議会も、命と財産を守るために日ごろから防災・減災対策を幾重にも取り組む必要を強く感じました。

それでは早速、通告に従い1回目の一般質問へと進みます。

質問事項1、図書館内の郷土資料コーナーと歴史民俗資料館について質問いたします。

質問の要旨として、基山町図書館は、平成28年4月に中央公園内に新たに新築開館して、昨年4月からは祝日開館も始まり、利用者から大変喜ばれています。先月8月には来館者数50万人を超えました。

また、多目的室ではさまざまなイベントも開催されており、平日は一般の方や、土日、長期休暇中などは学生たちの利用が多く見受けられます。

そこで、図書館内に設置されている郷土資料コーナーや展示スペースを町内だけでなく、幅広く県内外の歴史、文化も学ぶ場として、さまざまな展示提供ができないか。

また、昨年に旧基山町立図書館・歴史民俗資料館の施設が、私立保育園誘致に伴い、取り壊されました。資料館に保管された資料は分散され、庁舎地下室など保管したままです。今後、貴重な資料の保存整備を踏まえ、歴史民俗資料館の建設について質問します。

具体的な質問として、(1)郷土資料コーナー並びに展示スペース設置目的は何か。

(2)郷土資料コーナー、展示スペースの年間、月間企画や展示計画の情報公開はしているのか。

(3)展示スペースを県や他市町の歴史民俗資料などを定期的に展示して、学びの場として広く活用できないか。

(4)歴史的風致維持向上計画にきやまんもん文化遺産情報館——仮称ですが、歴史民俗資料館との違いは何か。

(5)分散して保管している資料の保存状態の確認や定期的な整理点検はされているのか。

次に、質問事項2、災害時の情報伝達に戸別受信機の取り組みを質問します。

質問の要旨として、令和元年度の基山町の施策に2つの大きな柱を掲げられ、その1つが安心と安全のまちづくりです。

そこで、防災の観点から質問します。

昨年は基山（きざん）や丸林地区などで大きな災害が発生しました。そして、ことしも7月21日から22日の大雨により近隣の鳥栖市、みやき町などで被害が発生し、基山町も昨年のような大きな被害は逃れましたが、避難勧告の発令や町道の土砂災害、道路冠水などの被害が発生しました。しかし、大雨や、8月の台風8号、10号の暴風雨により窓や雨戸を閉めているので、町民の方より防災行政無線は聞こえないと言われていました。

そこで、平成28年12月の一般質問に引き続き再度、戸別受信機の設置を質問いたします。

具体的な質問として、(1)町の大雨警報や避難勧告の情報伝達手段の方法は。

(2)防災行政無線の放送があっていることがわからないときの対応は。

(3)佐賀県内で戸別受信機設置の市町数は。

(4)普及促進に向けた財政支援措置の活用で、戸別受信機の設置ができるのでは。

(5)高齢者世帯、高齢者ひとり暮らし、障がい者世帯などに補助制度で設置できないか。

最後に、質問事項3、住宅用火災警報器の設置普及と補助制度の取り組みについて質問いたします。

質問要旨として、住宅用火災警報器の設置と平成23年6月から全ての住宅を対象に義務化

されました。住宅火災から命を守り、町民が安心・安全に暮らせるために住宅用火災警報器の設置普及と補助制度について質問いたします。

具体的な質問として、(1)住宅用火災警報器の設置義務化により、これまでの取り組みと今後の課題は。

(2)町の住宅用火災警報器設置率は。

(3)住宅用火災警報器の電池寿命は約10年となっています。電池切れの交換など維持管理の周知や啓発は。

(4)未設置世帯への設置普及の取り組みは。

(5)高齢者世帯や障がい者世帯に住宅用火災警報器設置への補助制度ができないか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大久保由美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

1につきましては、一部私の担当の部分もございますが、多くが教育長の担当になりますし、関連も非常に大きいので、1については、全て1度目は教育長から回答させていただくということにさせていただきたいと思っております。

2、災害時の情報伝達に戸別受信機の取り組みをとということで、(1)町の大雨警報や避難勧告の情報伝達手段の方法はということでございますが、災害時の情報伝達手段といたしましては、防災行政無線、エリアメール、電話連絡システム、Lアラート、ホームページ、フェイスブック、広報車、サイレン等を活用して情報発信を行っているところでございます。

(2)防災行政無線の放送があっているのがわからないときの対応はということでございますが、防災行政無線放送につきましては情報伝達手段の一つであり、さまざまな情報伝達手段を活用し、情報発信を行っているところでございます。特にレッドゾーン等につきましては、電話連絡システムで戸別に70戸対応させていただいているところでございます。

(3)佐賀県内の戸別受信機設置の市町数はということでございますが、県内の戸別受信機設置市町数につきましては、17市町が戸別受信機を設置しているところでございます。

(4)普及促進に向けた財政支援措置の活用で戸別受信機の設置ができるのではないかとということであれば、まず導入することとなれば、施策としては緊急防災減災事業債を活用する

ことになるということでもあります。

(5) 個別世帯、高齢者ひとり暮らし、障がい者世帯などに補助制度で設置できないかということなのですが、戸別受信機のように個別の世帯にピンポイントで伝達する手段は、今後検討が必要だというふうに考えております。現在、それぞれの優位性や経済性を含めて総合的に検討しておるところで、また今後検討してまいりたいというふうに考えております。

3、住宅用火災警報器の設置普及と補助制度の取り組みをということ、(1)住宅用火災警報器の設置義務化により、これまでの取り組みと今後の課題はということですが、これまでの取り組みとしましては、町の広報で周知を行い、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署が平成26年度から毎年区を決めて、調査と啓発を行っているところですが、法律や条例では義務づけていますので、全ての住宅に取りつけが完了することが課題というふうに考えているところですが。

(2)町の住宅用火災警報器設置率はということですが、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署の調査によりますと、標本調査による設置率としては56.3%となります。

(3)住宅用火災警報器の電池寿命は約10年となっているが、電池交換など維持管理の周知や啓発はということですが、現在、火災警報器の維持管理、周知啓発につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署が毎年地区を限定し、周知啓発を行っているところですが。

(4)未設置世帯への設置普及の取り組みはということですが、設置が義務づけられておりますので、鳥栖・三養基地区消防事務組合と連携して啓発を行っていきたいというふうに考えております。

(5)高齢者世帯や障がい者世帯に住宅用火災警報器設置への補助制度ができないかということですが、高齢者世帯に対しましては日常生活用具給付事業として、また、障がい者世帯に対しては重度障害者等日常生活用具給付事業として、所得に応じて火災警報器の購入に要した費用について給付を行っているところですが。

直近の実績といたしましては、高齢者世帯に対して平成29年度に1件、5,875円の給付を行ったところですが。

1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうで1項目めの図書館内の郷土資料コーナーと歴史民俗資料館についてということでお答えをしてみたいです。

(1)郷土資料コーナー並びに展示スペースの設置目的は何かというお尋ねでございます。

町や地域の行政資料や特別史跡基肆城跡を初めとして、基山町に関する歴史を伝える資料や民俗資料を収集、整理したものを教育、研究等に活用できるよう情報提供するとともに、より広く人々の目に触れることができる空間を提供することを目的に設置をしています。

(2)郷土資料コーナー、展示スペースの年間、月間企画や展示企画の情報公開はしているのかというお尋ねでございますが、郷土資料コーナーについては、通常は常設展として基肆城跡や埋蔵文化財の発掘資料等を展示しております。また、本年度は特別展を既に2回開催し、今後2回の開催を予定しております。これらについては、詳細が決定次第、「広報きやま」、町及び図書館のホームページなどを通して周知しております。

(3)展示スペースで県や他市町の歴史民俗資料などを定期的に展示して、学びの場として広く活用できないかということですが、これまでに佐賀県の協力を得て特別史跡関連として名護屋城跡や吉野ヶ里遺跡などの展示を実施しました。今後も佐賀県や他市町などに協力をお願いしつつ、展示可能な資料を選定するなどして、学びの場として広く活用できるように検討していきたいと思っております。

(4)歴史的風致維持向上計画にきやまんもん文化遺産情報館とあるがと、仮称ですが、歴史民俗資料館との違いは何かということです。

きやまんもん文化遺産情報館——これは仮称です——は、これまでの歴史民俗資料館が有していた展示スペースや展示物の保管施設、調査研究施設に加え、町の歴史、文化の情報発信を行うガイダンス施設や関係団体との交流施設等を新たに整備し、歴史まちづくりの拠点施設として一体的に整備することを目指しています。

(5)分散して保管している資料の保存状態の確認や定期的な整理点検はされているのかということですが、現在、図書館収蔵庫、庁舎車庫棟、庁舎地下室、若基小プール横のプレハブ倉庫の4カ所で保管しております。いずれの箇所も、埋蔵文化財調査や展示準備、資料作成などの業務の際に定期的に保存状態の確認や整理点検を実施しております。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これより一問一答により質問をいたします。

質問事項1の図書館内の郷土資料コーナーと歴史民俗資料館についてですけど、(1)の答弁の中では、どちらかという、郷土資料コーナーの設置目的のほうを重点的に述べられていたと私は思いますけど、並びの展示スペース、これについての設置目的は何だったんでしょうか、それをちょっと具体的に。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

展示スペースという部分で、ガラスケースに入っている部分ということでの答えといたしますけれども、こちらのほうが通常の文化財、町内で発掘された埋蔵文化財ですとか、説明の展示パネル、そういった部分を設置して郷土の歴史、文化、そういった部分を広く知らしめるための場所を設置するというので設置目的としております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

では、設置目的はほぼ達成できているというふうにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

通常、常設展という形で基肄城の内容であったり、町内で発掘された文化財であったり、ほかの民俗資料であったり、そういった部分を通常的に年間を通して展示をしております。図書館を訪れた方に基山の歴史、文化、そういった部分は紹介をできているのかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

開館して3年半ほどたつと思いますけど、これまでに郷土資料コーナーや展示スペースに

ついでに感想や要望、または意見等を調査されたことはありますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

展示を見られた方で、個別に図書館であったり、教育学習課のほうに御意見いただくことというのはありますけれども、特にアンケート等を実施したことはありません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

アンケートはないということですが、図書館はいろんな形ですごくにぎわっていますので、あそこのコーナー及び展示スペース、それは教育学習課の担当でよろしいんですけど、担当でよろしいんですね。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

郷土資料コーナーについては、歴史民俗資料館の今までの展示スペースの一部をあそこで担っているということで、教育学習課のほうを担当しています。その中で教育学習課の通常常設ということで、先ほど申し上げたような展示をしておりますけれども、それ以外の部分は図書館と協議をしながら、特別展等も行っていくというような形で、あのスペースを使用しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

(2)の中で、特別展を2回、それと今後2回の予定をしているという答弁でしたけど、本年度の特別展と今後の2回をちょっと教えていただけませんか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今年度、これまでに昭和時代の基山展ということで、春4月、5月に展示を行っております。

す。それから、記念物100年展ということで、これは7月から8月にかけて、文化財保護法の部分で記念物として指定をされてから、これは日本全体の部分の話になりますので、基山に限ったものではないんですけれども、その部分の100年展と、昨年、一昨年調査をしました野入遺跡の発掘成果の部分も兼ねて成果展を開催しております。

今後の予定でございますが、9月から10月にかけて、歴史的風致維持向上計画のほうが昨年認定されましたので、それに伴う歴まち展ということで計画の紹介等を含めたところでの特別展を予定しております。

それから、11月から12月にかけては、例年基山展ということで、創作劇のほうと連動して展示のほうを行っておりますけれども、今年度もきやま創作劇「こころつないで」のほうをふれあいフェスタで上演されますので、そちらの部分と関連した展示のほうを予定しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回、この質問をするに当たりまして、ふるさと歴史係に展示スケジュールの年間計画表案をいただきました。これは情報公開されておられませんけれども、いただきました。こういうスケジュールが、あくまでも案とは思いますが、あるのであれば、図書館内とか郷土資料コーナーに半年分でも構いませんから、紹介という形で半年分ぐらいの計画を見えた方にお知らせするような表示はできないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

予定については、広報等でも行っておりますし、ある程度の期間に余裕を持ってホームページ等でも掲載をしております。また、チラシやポスター等をつくって展示のほうをする場合もございますので、そういった部分については、事前にポスターの掲示等を行いますので、今後もそういうより多くの方が特別展のほうにお越しいただけるような形で、皆さんに見えるように周知のほうは行っていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私、今回の7月、8月の記念物100年展ですか、それを初めて知ったのは、まちなか公民館にたまたま行ったときの壁に、（資料を示す）こういう展示物の、まだ、これの大きいやつですよ。これの10倍ぐらいありますか。それがすごく基肆城跡の頂上のこの部分を出してあったから、あれ、これは何だろうと思って初めて気がついた次第なんですけどね。

図書館に行ったら、図書館ではたしかこの小さいのしか展示されていなかったような気がするんですよ。その後には大きなのが多目的室の入り口のところのドアにあったと思いますけど、そういう形でなかなかこういう特別展があっていることが、私が足りないのかもしれませんが、気がつきにくい。ホームページにも確かに出してありましたけど、ホームページをどれだけの方が見てあるかわかりませんし、今回、あの大きなポスターは何枚ぐらいをどういうところに掲示されたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

ポスターについては、団体長連絡会を通じて各区のほう、公民館のほう、それから町内の主要な施設のほうに掲示をお願いしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

図書館は、月1回に図書館だよりとか、いろいろ出してありますけれども、そういう郷土資料コーナー、もしくは展示スペースのこういう計画、そういうのを図書館と一緒に書いていただくとか、そういうことはなさってあるんですかね。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

展示については図書館と協議をしながら、時期的な部分、内容の部分を諮りながらやっておりますので、教育委員会のほうからの周知の部分と、図書館からの周知の部分という両方からやっているところです。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ぜひ町民に目に見える形で周知をお願いしたいと思います。

(3)に行きますけれども、答弁では、これまで町外の特別史跡関連の名護屋城跡と吉野ヶ里遺跡の展示をしましたということですが、されたということは、今後も何らかの形でこういう展示ができると思いますけど、その予定はいかがですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

具体的に今年度行うかということは未定でございますけれども、昨年も名護屋城の関連の展示を行いましたし、時期的な部分も考えながら、佐賀県の協力をいただいて、以前は名護屋城と吉野ヶ里のほうを行ったわけですが、それ以外にも近隣の市町、例えば基肄城の関係でいけば福岡県のほう、太宰府や大野城等々も関係がありますので、そういった部分でも、今後特別展を考えていこうというふうには考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ぜひ実行していただきたいと思います。

それで、よく聞くのが展示スペースですね。あそこには大変貴重な資料の展示が難しいという声を聞きましたけど、その理由はどういうことでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

ガラスケースのほうの展示スペースについては、細かい湿度や温度管理があそこはできるような形では設計されておきませんので、そういう部分では、例えば古文書であったり金装具とか、そういう湿気などに敏感なもの、そういった部分はちょっと長期間の展示というのにはできない状況ではございます。

それから、スペースの大きさ、幅と、高さもありますので、例えば民具であったり、発掘資料についても、大きな土器とか、かめ棺であったりとか、そういった部分については

ちょっとスペース上置けないという問題がございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今答弁のように、スペースが狭いために大きなものもできない、それから湿気とかの温度管理が十分にできないということの答弁でしたけど、最初からあそこの展示スペースというのは、建設されたときからそういう貴重な資料を展示するということは想定されていなくてつくられたわけですかね。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

展示をしないということではございませんけれども、ただ、長期間、そちらで常設的な部分での展示という部分は難しいということがございます。なので、そのあたりは実物の展示以外にも写真やパネルを使った紹介等、そういった部分を行いながら、町民の方にお知らせしたい情報については今後もそういう形で展示のほうをやっていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ガラスケースの中の条件が悪ければ、そういう大事なものができなければできないなどの情報公開、いろんな形でしていただきたいと思います。それで、もしも県や他市町の資料を借りて展示するに当たって、何か問題や課題がありますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

先ほどお答えしましたように、スペース的な大きさの部分、そういった部分もありますので、資料をお借りする場合は、そういった展示物についての選別を行いながら、必要な資料をお借りして、そういう歴史的な情報、文化的な情報のほうを皆さんに周知していきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

では逆に、他市町から基山町のそういう文化財を貸してくれというふうな相談があったときは対応できますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

これまでも、佐賀県ですとか他の市町のほうから展示のお願い等もありますので、例えば基肆城から出土した瓦であったり、そういった部分でよその博物館、資料館等への貸し出しというのは今までもやってきております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

続いて、4に入りますけど、そもそも、中央公園に図書館建設を計画されたときに、歴史民俗資料館についてはどのような話し合いがなされたのでしょうかね。私ちょっとその後に議員になったので。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

旧歴史民俗資料館が閉鎖をするときの話についてですけれども、当時廃止の際にこれは議会にも御説明させていただいております基肆城のガイダンス施設、今回の文化遺産情報館でございますけれども、ガイダンス施設と一体的に従来の基山町歴史民俗資料館の機能を残すといえますか、一体的に整備ができるように検討いたしますということで説明をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということで、資料コーナーとああいうガラスの展示スペースで対応されたということに

なるわけですね。4番の答弁では、「きやまんもん文化遺産情報館（仮称）」は、展示物の保管施設、調査研究施設に加え、町の歴史、文化の情報発信を行うガイダンス施設や関係団体の交流施設など新たに整備して、歴史まちづくりの拠点施設にしたいと答弁されました。

完成すれば、素晴らしい歴史まちづくりの交流拠点にもなると思いますが、歴まちの資料によると、計画では事業期間が平成36年から平成40年になっております。すなわち、西暦であれすると最長2028年、要するに平成40年が2028年になるんですけど、それまで待たされるわけですね。もし施設が完成するには。

それで、ちょっと町長にお尋ねしますけど、それまでの歴史民俗資料館本来の役割を町民にどういう形で提供して保管するお考えですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、整理させていただきますと、歴史民俗資料館がなくなって図書館ができる時点では、歴まち事業は一切ありませんので、そのときにはこの仮称のものも出ておりません。まさにその部分はそれまではとかいう話にはならないというふうに理解しております。だから、それはまず図書館に引き継いだときにそこは一応完了している話なので、今回は、それに加えて歴まちで追加的にやっっていこうという考えでございますので、そういうふうに頭を整理させていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私も多分そうだったと思うんですよね。図書館を中央公園に設置する計画が出たときに、いろんな条件があって、歴史民俗資料館については——ちょっと今、亀山課長がガイダンス施設と一体的に機能をとおっしゃったのは歴まちの中での話なので、じゃ、申しわけない。もう一回。図書館を計画されたときには、歴史民俗資料館についてはどのような話し合いがされたのですか。もう一度、歴まちと全く離れたところで。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

歴史民俗資料館についてということで、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

図書館の建設の際に、場所の選定として中央公園内での図書館の建設ということになりましたので、都市公園の中に建築物を建てる場合は建築面積のほうが決まってまいります。そのスペース内での図書館の建築ということで、そうすると、今までの2階建ての図書館及び歴史民俗資料館という部分を全て移すというわけにはいきませんでしたので、展示スペースと収蔵庫、その部分を図書館に移して、展示機能を持たせることによって資料館の機能の一部を担っているというような形での移転であったかと思えます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

町長、そういう見解でよろしいんですかね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、ポイントを分けて考えなければいけないと思います。展示スペースの話と保管の話に分けなければいけないというふうに思います。

展示スペースについては、今図書館のあの部分が一番メインでございますが、しばらくの間は、それに加えて議会の中でも町内のいろいろなスペース、例えば役場の中のスペースなんかも利用して展示すべきものがあれば展示すればいいのではないかみたいな議論になったというふうに記憶しております。

保管につきましては、本当は理想的にはどこか1カ所に保管の館を建てるみたいな話があったらいいと思っておりますし、また、その話は消えたわけではありませんけど、ただ、財政的な問題もありますし、それからまだ整理自体が終わっていませんので、本当に皆さんに見ていただけるものがどの程度あるかとかいう整理が一切まだ終わっていませんので、そのところをきちんと整理して、あとはさっき言われた完全湿度調整、図書館でやれないほどの湿度調整があるという、そんなものがあるというのは私も今初めてきょうの議論の中で知りましたので、そういったことも含めてきちんと調べていながら、展示と保管の話を歴まちで新しいガイダンス施設ができるまでの間に考えていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

最終的には、歴まちでガイダンス施設の交流施設みたいな形でできるまでは、今の郷土資料コーナーと展示スペースを教育委員会というか、教育学習課はぜひ充実したもので展示をしていただきたいと思います。

5に入りますけど、これまで集められた資料の整理については、保管資料の一覧表とかデータ整理はもうでき上がっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今4カ所に保管している部分で、資料館から移転等する際に、ある程度の数の把握というのはしておりますので、何が何点というようなことでの把握は現在できております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これからもしばらくの間はこの4カ所に分散されたままの保管だと思いますので、上手に整理、保管していただきたいと思います。

最終的に、現在、町に歴史民俗資料館がない状況で、図書館内にある郷土資料コーナー並びに展示スペースをもっと活用して、町の歴史、文化の情報発信はもとより、佐賀県民として県や近隣市町、そして広域連携も利用して町民が幅広く学べるコーナーの充実をさらに提供していただきたいと思います。

昨日、太田監査委員の報告に、図書館について平成28年度の個人貸出数が全国の人口2万人未満の町村では断トツ1位であるということであり、またスタッフの努力やイベントなどを高く評価されておりました。そして、先ほども言いましたけど、8月には50万人目の来館者を迎えたりしておりますので、郷土資料コーナー並びに展示スペースを有する図書館を学びの場として町民からさらに親しまれる図書館へと御尽力いただきたいと思います。

では次に、質問事項2、災害時の情報伝達に戸別受信機の取り組みをについて質問いたします。

(1)で町の情報伝達手段についてお尋ねしましたら、町民が多方面から災害情報を受け取れることは大変助かります。でも、町民は全ての災害情報を受け取れる環境にあるとは限りませんが、携帯の所持率は大変高いので、エリアメールの受信は期待できます。さっき町長の答弁の中にもありましたけど、電話連絡システムというのは、多分以前、熊本課長からも聞いたんですけど、レッドゾーンやイエローゾーンに住まわれている方に自動で連絡が行くシステムでしたよね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そのシステムを介して、そういった方々へ御連絡をさせていただいておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

自動じゃなくて個々に電話ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現在運用いたしておりますのは、レッドゾーンにお住まいの世帯の方の電話を登録させていただいています。防災行政無線で流した情報をシステムに入れましたら、自動的にそういったレッドゾーンの方へ御連絡をさせていただくということで、アナログでさせていただいているわけではございません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

何か以前も答弁いただいたんですよね。それから、Jアラートというのは、防災行政無線から聞こえる部分ですかね。ちょっと幾つも挙げてありますよね、(1)の答弁には。Jアラートというのは防災行政無線を通して自動的に入ってくるシステムですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

こちらでお答えさせていただきましたのはLアラートでございます、いわゆるローカルアラートで、私どもがエリアメールなどを送信した場合に、それをLアラートを通じて各報道機関、新聞機関であったり、あとテレビ局であったり、そういったLアラートに登録してあるところに情報がいきますので、その情報をもとに、例えばテレビ局であったらテレビの画面にテロップで流したりとか、そういった情報を活用して情報提供を行っているということでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

勘違いしていましたね。何せ、きのういただいたからですね。それがLアラートですね。私の認識不足でした。

続いて、(2)に進みたいと思いますけど、佐賀県で甚大な災害が起きました8月28日、大雨特別警報が発令されましたけど、そのときには基山町の防災行政無線は何回ほど放送されたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、8月27日の17時50分に避難準備・高齢者等避難開始の発令と避難所を設置したことについての放送を行っております。それから続きまして7時8分に避難勧告を発令しておりますので、そのときの2回（85ページで訂正）放送をさせていただいている状況でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

済みません、避難勧告は27日ですか。28日じゃなくて。そして、7時とおっしゃったのは午前7時ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

避難勧告につきましては、28日の午前7時8分でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

答弁で、防災行政無線の情報手段の一つで、万が一聞こえないときには(1)でいろんな情報伝達があるということですが、前回の平成28年12月に私が戸別受信機をと質問したときには、防災行政無線を聞き取れないときには電話で問い合わせる確認サービスを運用したいということで、今運用なされておりますけれども、私なんか電話番号を覚える能力がないので、携帯に登録しておりますけど、町民にどれだけこの確認サービスの周知がとれているとお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

どれだけの方がということでございますけれども、この分につきましては、雨季前のそういった広報での情報発信であったり、昨年度作成いたしましたハザードマップ、そちらのほうにも掲載をしてお配りをするときにそういった御説明もさせていただいていますし、今年度配布に当たりましては各区の運営委員会で少しそういった部分の説明もさせていただいて、町民の方への周知もお願いいたしました。それから、毎年行っております町長懇談会、こちらに出席の方については特に町長が直接、携帯に今お持ちの方についてはということで登録を促したような形で随時そういった部分の広報活動は行わせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これからも啓発をよろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、3の佐賀県内で戸別受信機設置の市町数はというお尋ねをしましたがけれども、ちょっと調べさせていただいたところによると、総務省が平成30年3月に公表された防災行

政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会の報告書という資料に、ちょっと長いんですけど、全国市町村1,741ありますけど、そのうち戸別受信機を設置している市町村は全配備が538市町村、一部配備が708市町村で、合計すると1,246市町村が設置済みです。また県内は17市町が何らかの形で設置されているという報告がございました。

それで、この県内20市町ありますけど、その中で、あと残り3つですよ。17市町が設置しているということは、その3つのうちの1つは基山町だから、あと2つはどちらがされていないんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私どもが情報としていただいています分では、鹿島市、それから武雄市になるわけけれども、武雄市の場合には合併前の旧北方ですかね、こちらのほうは整備済みでございましたので、実質的なお話をすれば、鹿島市と基山町の2市町という形になります。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

行政からの戸別受信機の設置には、そういうふうに全世帯対応、希望のみ、それから市町の自治会長とか区長とか、消防団、民生委員などの公の関係者だけに貸与されているというようなさまざまな取り組みがあるようです。

先日の大雨で甚大な被害が出た大町町、公の関係者宅の戸別受信機設置は20年以上前から設置されているということです。その上に、ことし6月議会で約2,800全世帯に戸別受信機を設置する議案が可決されました。その費用が約8,000万円以上ということで、急遽臨時会が開催されて議会の承認を得られて3月までに設置する予定だったということですが、甚大な被害が起きましたけど、やはりいつ起きかわからない災害にしっかりと向き合い、町民の安心・安全につながる防災対策に戸別受信機設置を、大町町は優先的に取り組まれたということだと思います。

それで、急ですけど、副町長、前職が総務企画課長をされておりましたけど、全国や県内の設置市町村数とか、戸別受信機についての防災対策の手段としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

私も総務企画課長をしていましたので、そのときに戸別受信機の必要性を認識していましたので、私のときに検討をしてみました。実際、まだ導入には至っておりませんが、戸別受信機もいろんな機種がありまして、防災行政無線を使って伝えるもの、それからFMラジオを使って伝えるもの、いろんなものがありましたので、そのときにしたのは、防災行政無線を使ったものはさっき大町町で8,000万円と言われましたけれども、基山町でも同じような費用がかかりますし、防災ラジオを使った戸別受信機については、非常にそのときは誤作動が多いということで、そのときはまだICTとか、いろんな技術が、技術革新とか、開発されていまして、もう少しいろんなものを検討して入れるという方向に考えましたので、そのときは入れておりません。

実際、今技術も進んでおりますので、価格も下がっておりますので、戸別受信機の必要性については認識しているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

では次、4と5のところを一括というか、通して質問させていただきますけれども、質問事項3、要するに住宅用火災警報器には補助制度があるという答弁をいただきましたけど、高齢者とか障がい者にですね。それで、そういうところの補助にこの戸別受信機というのは対象にならないんでしょうかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは戸別受信機をどういった形で導入するかということが決まらないと、どういったところへ、全世帯に配備するということになれば、それは特に問題ないと思いますが、やはり初期の導入のときに全体を対象にするのか、必要なところだけに配備をするのかという選択もございますし、もう一つ言うならば、やはり戸別受信機そのものも日々進んでいますし、戸別受信機が将来にわたっても有効な手段かというところの判断もする必要があると思いま

す。そういった中では、やはり町長の1回目の答弁にもございましたけれども、まずは導入に当たってどういった機種がどういった内容で導入することが基山町にとっては一番防災につながるということの結論が出た上での判断ではないかというふうに思っていますので、そういったときに、高齢者の方は特にやはり避難に当たっては早目に避難をしていただく必要もありますので、そういったところにはある意味やはり優先的に配備をしていくというのが基本だと思っていますので、そういった基本に立った上で検討をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ぜひ優先順位というのは必要だと思います。

先ほども触れましたように、総務省が出された報告書の中に、要するにいろいろ検討委員会があって報告されているんですけど、ちょっと長くなりますけど、検討の背景の一つが、今、課長がおっしゃったように高齢者等防災情報が届きにくい方々や、より細かく行き渡らせるために住居内の戸別受信機が有効であるということ結論というか、報告されております。

それで、今後の整備の必要性としてより強く求められる世帯としては、土砂災害、要するにレッドゾーンとか、それから洪水災害のおそれがある地区、それと住宅密集地域の各世帯、2番目に先ほどありました高齢者等防災情報が届きにくい方々がいる世帯、3番目が保育園、幼稚園、こども園、社会福祉施設や不特定多数の方が利用する施設、要するに憩の家みたいなところでしょうか、それから商業施設という報告がなされております。そして最後に、答弁にもありましたように、普及促進に向けた財政支援としては、緊急防災減災事業債や特別交付税措置の活用が紹介されておりました。

このように、ちょっと最後に町長に質問いたしますが、課長もおっしゃっていたので、同じようなところに答弁がなるとは思いますが、県内や全国の設置数、それから今申し上げたような総務省の報告を通して、私の質問が十分に説得力がある設問ではないかと思いますが、これだけ頻繁に発生する自然災害に対して、命と財産を守るために多方面から対策を備える必要がある中、戸別受信機設置についての見解を答弁ください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これもちよっと整理しなければいけないと思っけていまして、例えば、今、戸別受信機が議論になった、数年前にはエリアメールがほとんどまだ機能していなかったんですね。今はエリアメール、基山町の場合は基山町、鳥栖市、小郡市のやつが全部入ってきますよね。だから、そういう意味でいうと、一般的なものでいうと、まずエリアメールの浸透はすごいことだというふうに思うんですね。だから、全戸に戸別受信機をする必要は、私は基本ないと思っけています。じゃ、何が必要かというと、個別のきめ細かな対策が必要だというふうに思っけております。そのときに、まず考えなきゃいけないのは危険なところですよ。それは、今電話システムが70戸なんですけど、これはもっとふやして、もうちよっと危ないところを広げてきちんとやらなきゃいけないというふうに思っけてるので、例えば、300戸とか500戸に電話システムを広げることは、そんなに難しくもなくコストもかからず広げることができると思っけていますので、その辺はレッドゾーンだけではなくてイエローゾーンとか、それから先ほど言われた洪水危険地域とかいうのも広げればいいのかというふうに思っけています。

それからもう一つは、こういうのは危ない危ないと情報を投げるだけだと、逆に動けない人にとっては不安が募るばっかしで、非常に私は逆にまずいというふうに思うので、そこを自分一人で避難できないような人たちの体制を今つくろうということできずとやってきているんですけど、なかなかそれがうまくまだできていないのと、それから実際の被害の大きさを、特に、今回の場合なんかは、基山町の場合には本当にそういう動けない高齢者の方を誘導して避難所に避難させるべきであったかどうかとかいうことまで考えると、結構デリケートな部分がたくさんありますので、そこら辺をきちんと解決していきながら、誰がどういう形でそういう一人では避難できないような人をやっていくかというのは、これからひとり暮らしの高齢者世帯等々がふえる基山町では、特に大きな課題だと思っけておりますので、単に通知するだけではなくて、そこまで考えていかなければいけないかというふうに思っけているところがございます。

だから、そこら辺は、他自治体の例も今調査を相当始めたところがございますので、なかなか機能していないところもまだあるやにも聞いておりますので、戸別受信機をつけることが目的とならないように、基山町の安心と安全のために何がどういうふうな形で機能できるか、そのときに戸別受信機の役割が何なのかというのをきちんと検討していけたらいいとい

うふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私も財政的なことを考えると、全世帯とかはとも思いませんけれども、やはり優先順位もそういう災害弱者じゃないんですけど、そういう方たちに優先的にできればと思っております。

次に、3に入りたいと思います。

住宅用火災警報器の設置普及と補助制度の取り組みについてお尋ねいたします。

(1)でお尋ねしましたら、平成26年から基山分署が毎年区を決めて取り組んでいるということですが、どういう調査と啓発をなされているんでしょうかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、お答えする前に、先ほどの防災行政無線の回数でございますけれども、1件忘れておりましたので、つけ加えをさせていただきます。

今回の8月27日から30日までの対応の中では、8月29日の5時半にまた改めて自主避難所の開設について放送させていただいておりますので、合計では3回という形になりますので、つけ加えをさせていただきます。

それではまず、御質問にお答えをさせていただきます。

基山分署につきましては、毎年、平成26年度から区を決めまして、第1区から始まりまして、平成31年、令和元年5月に6区を行っておりますけれども、6地区について毎年一地区ずつ調査を行っておるところでございます。

ちなみに、今年度、今年5月につきましては97世帯を回っておりまして、そのうち不在が44世帯あったということでございますけれども、確認世帯として53世帯、その中で、設置が全て完了しているのが23件、不備があったものが4件ということで、設置の合計としては27件で、未設置が26件というふうになっているような状況でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

わかりました。そういう具体的な内容がわからないと、どうやって調査されているのかな、私ちょっと調査を受けたような記憶もなかったものですからね。

それで、ちょっと時間もあれですので、2の町の住宅用火災警報器設置率についてお尋ねしますというか、ちょっと調べていましたら、平成元年、要するにことしの6月1日時点のデータなんですけど、都道府県別設置率のデータです。（資料を示す）こういう形でネットに出てきたんですけど、課長お持ちかもしれないけど。それによると、佐賀県は残念ながら、設置率が全国で43番目なんですよ。設置率的には佐賀県は73.8%なんですけど、これ自体が九州8県の中でも7番目なんです。最下位は沖縄県なんですけど、ちなみにトップは福井県の94.5%です。

佐賀県内には5つの消防本部がございますよね。その中で、鳥栖・三養基地区消防事務組合、要するに私たちこちら辺の管轄をしていただいています本部は設置率が58%で、佐賀県内の消防本部の中で5番目、5つある本部の中で5番目、要するに最下位なんですよ。

町長にお尋ねしますけど、鳥栖・三養基地区消防事務組合も一生懸命、火災警報器については取り組んでいらっしゃると思いますけど、やはり早急に設置率を上げていただくように行政ももちろん連携して取り組む必要があると思いますけど、政策を働きかける必要がありませんかね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回の質問で、私も自分ちがどうなっているかをチェックしたぐらいなので、そういう意味では非常にいかんと思いますが、ただ一方で、台所に設置するのは当たり前ですが、寝室なんですよね。寝室まで設置しないとその件数にならないので、もちろん法で決まっていることなので、法違反になるわけですから、それをこれからも指導していきたいとは思いますが、実際今の火事の件数が基山町で起こっているかということ、そうでもないのに、なかなか町民の皆さんにその辺の必要性みたいなものを訴えるすべが今ないのも正直なところなので、単に「広報きやま」に載せたり、いろいろなチラシを配ったとしても、どこまでそこが浸透するかというのは非常に悩ましいところがございます。そこら辺は消防署、そして消防団の皆さんとかとまた議論をして、いい方法を考えていけたらいいなというふうに思っている

ところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

答弁もそのようにおっしゃいますけど、でも、やっぱり設置率についてはぜひ鳥栖・三養基地区消防事務組合がトップぐらいになってほしいと思いますけど、そのための手だてはどのように——そう思いませんか、町長。設置率については。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回はこれにかかわらず、いわゆる何とか率がすごく後の議員の方の質問にも出てきそうな雰囲気なのですが、もちろん率は大事だと思いますし、率を高めなきゃいけないということなんですが、さっきの防災のところでも申し上げましたように、まずは、今回でいえば、火事の件数が減ることがまず目的なわけでございますので、そのときにこれがどれだけ機能するか、それからもっと違う方法があるのかとかいう、そういう話かというふうに思います。

だから、例えば最近起こったところについて、これをつけていたのか、いないのかとかいうところをちゃんとチェックして、つけていなかったから火事になったんですよみたいな、そういう広報をしていかないと率はふえていかないと思いますので、もちろん決まっていることなので、やって当然のことなので、率を上げるのは当たり前のことなんですけど、ただ、その率を上げること自体が目的にならないようにしたいなという気持ちもちょっとあるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

こういう資料は、そういう判断材料にはなると思います。

それから、低所得者、ひとり親世帯、そういうところの支援についてはどのようにお考えでしょうか。要するにつけたくてもなかなか日々の生活が大変だという世帯もいらっしゃると思いますけれども。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今のところ、そういったところに補助を出すというのは具体的に検討したところではございませんけれども、現状として高齢者と障がい者の分がございまして、そういった部分も参考にしながら、少し検討させていただきたいと思います。

それから、先ほどの設置に向けたところにつきましては、町としてもホームページの掲載であったりとか、あと消防団が各戸を消火器の点検で回ったりしていただいておりますので、そういったときにでもあわせて普及啓発のほうもさせていただければと考えておるところではございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

もう時間になりましたけれども、ぜひ補助とは限らずに、火災警報器の電池の交換とか設置に向けて、町としても積極的に普及と啓発に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○7番（久保山義明君）（登壇）

皆様おはようございます。7番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、3項目質問をさせていただきます。

その前に、まずはお忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様に感謝申し上げます。

また、つい先週に起きた令和元年佐賀豪雨において被災された方々へ、謹んでお悔やみ並びにお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を切に願っております。

今回の質問は、議会としての説明責任、また、近年のさまざまな自然災害や事件にどのように取り組んでいくのかなどを問う質問となっております。どうか最後までよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、質問事項の1、黒谷地区地区計画についてお尋ねいたします。

基山町は、佐賀県初の地区計画を昭和63年8月に白坂地区において、住民主体で行いました。また、平成29年1月には、弥生が丘会田地区において、企業主導による地区計画、そして、今回、既に佐賀県に対して素案を提出し、基山町都市計画審議会において審議答申を行った後、県の同意、決定告示へと向かう、こちらも企業主導型の地区計画が実施されようとしております。

今回の地区計画は、地権者23名、敷地面積約4万平米という大規模な地区計画でありながら、議会での審議も必要ない開発が行われる予定であります。

そこで、地区計画そのものの工程や、今後の方向性についてお尋ねいたします。

具体的な質問に入ります。

(1)地区計画の方針及び地区整備計画を定める主体は、地権者、利用者、自治体のいずれかお答えください。

(2)地区計画と50戸連たんの違いを簡潔にお示しください。

(3)都市計画道路黒谷線の今後の方向性をお示しください。

(4)計画策定前、計画策定後に自治体の関与はどの程度可能なのか、お示しください。

(5)今後の地区計画に関する町の方向性についてお示しください。

次に、質問事項2、業務継続計画（BCP）の策定についてお尋ねいたします。

近年の自然災害に伴う応急対策や、優先度の高い通常業務の継続に対して、業務継続計画の策定が急務と考えます。

また、自然災害のみならず、先日発生した京都アニメーション放火等を初めとする不審者等対策について緊急時の対応も喫緊の課題と認識し、改めてその対応についてお聞きします。

そこで、具体的な質問として、

(1)地域防災計画第2章第4節において、「業務継続体制の確保を図るものとする」とありますが、策定期間についてお示しください。

(2)地域防災計画と業務継続計画の相違点について、簡潔にお示しください。

(3)不審者等の対応について、計画やマニュアル等の整備ができているのか、お示してください。

最後に質問事項の3、町道の維持管理についてお尋ねいたします。

さまざまな施策が実施される中で、改めて町民の方々の生活に密着する町道の維持管理への対応が危惧されていると感じています。今年度より、新たに住民課に暮らしの安心・安全係が設置されましたが、その役割が建設課、整備・管理係とリンクする案件も多いように見受けられます。改めてそれぞれの役割と予算配分についてお伺いします。

(1)建設課整備・管理係と住民課暮らしの安心・安全係の所管について簡潔にお示してください。

(2)町道箱町・麦尾線（JAさが基山給油所付近）ですけれども、こちらにおける通学路の安全確保について、道路幅の予定はあるのか、お尋ねいたします。

以上3項目、端的で明快な答弁をお願いし、1回目の質問を終了いたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

久保山義明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、黒谷地区地区計画について。

(1)地区計画の方針及び地区整備計画を定める主体は、地権者、利用者、自治体のいずれかということですが、黒谷地区地区計画に関しましては、利用者からの申し出により、利用者が主体となり、計画内容を作成し、それをもとに自治体が地区計画を定めます。

(2)地区計画と50戸連たんの違いを簡潔に示せということですが、地区計画は地区の状況や特性に応じて定めるまちづくりの計画であるため、土地利用の方針や、建築物等の整備方針、それから、建築物の用途制限を決めることができます。

一方、50戸連たんは、佐賀県都市計画法施行条例により、戸建ての専用住宅のみが建築できるようになっています。

(3)都市計画道路黒谷線の今後の方向性を示せということですが、都市計画道路黒谷線の未着工地区の道路につきましては、都市計画決定されていますので、財政状況や町全体の道路整備の優先度などを勘案して今後調整していきたいというふうに考えております。

(4)計画策定前、計画策定後に自治体の関与はどの程度可能なのかを示せということでご

ございますが、地区計画策定時における自治体の関与は、住民、地権者、利用者などの意見を計画に反映させ、都市計画審議会において答申を受けるなど、関係法令に基づき、計画案を作成することになります。

地区計画策定後は、地区整備計画の内容に沿って行われる土地の区画形質の変更、建築物の建設等の行為に関する届け出の受理と、それに対する指導などとなっています。

また、地区計画による事業完了後につきましても、計画に沿ったまちづくりのため、関係者に対して適切な指導を行っていきます。

(5)今後の地区計画に関する町の方向性について示せということなのですが、都市計画区域の線引きの見直しが実現するまでは、比較的規模の小さな宅地開発から大規模な産業用地まで、地区計画を活用していくことを今後考えていきたいというふうに考えております。

2、業務継続計画（BCP）の策定について。

(1)地域防災計画第2章第4節において、「業務継続体制の確保を図るものとする」とあるが、策定期間について示せということですが、業務継続計画の策定期間につきましては、今年度末を目標に策定してまいります。

(2)地域防災計画と業務継続計画の相違点について簡潔に示せということですが、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、防災活動の効果的な実施を図るために町の対応すべき事務を中心に定めている計画です。

今回策定する業務継続計画は、地域防災計画が求める事業継続体制の確保を図るために、災害時に必要になる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための準備体制と事後の対応能力強化を図る計画となります。

(3)不審者等の対応について、計画やマニュアル等の整備ができているのかを示せということですが、不審者対応については、町立の小・中学校や基山保育園、放課後児童クラブで対応マニュアルを作成しているところでございます。

3、町道の維持管理について。

(1)建設課整備・管理係と住民課くらしの安心・安全係の所管について、簡単に示せということですが、建設課整備・管理係については、町道の道路管理者として施設の維持管理を行っています。

住民課くらしの安心・安全係については、交通安全対策や啓発等に関する業務を所管しているところでございます。

(2)町道箱町・麦尾線（JAさが基山給油所付近）における通学路の安全確保について、道路の拡幅の予定はあるのかということですが、箱町・麦尾線のJAさが基山給油所付近については通学路であるため、安全確保としてライン30対策でカラー舗装を施工し、歩道と車道の区別を明確にすることで、通学時の事故防止を図っているところでございます。

また、この部分は箱町・麦尾線の中でも道幅が狭い部分となりますので、将来の拡幅は必要であるというふうに考えているところでございます。

以上で1度目の答弁を終了いたします。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まず、町長にお尋ねいたします。

町長は以前から、もちろん、現在に至るまでですけれども、都市計画、いわゆる鳥栖基山の都市計画における市街化区域の線引きの撤廃を主張されておりますけれども、先ほども線引きの見直しが実現されるまではという答弁がありました。まずはこの理由からお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、町の活性化のためには、より、もっと住宅をつくって、人口対策をやる。そのためには、企業の誘致等もやっていかなきゃいけないので、そのためには産業用地も必要になる。

今の状況でありますと、ちょっといびつな線引きになっておりますので、まずはこの線引きは撤廃ないし大幅な見直しみたいなことをこれからも県に対して訴えていきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、今もやっているところですが、それがすぐにできない状況なので、地区計画等を活用しながら、その代替手段とは言いませんけれども、それに近いような形で地区計画についても何でもかんでも地区計画でやるというわけではなく、きちんとした形で町の今後の発展方針に沿った形に合うような地区計画であれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

そうですね、活性化は企業誘致、それから、代替手段として地区計画等を考えていくということですが、それは今、ルールとしてできる、今回の地区計画とか50戸連たんですね、これではできないという理解なのか、それとも別の思いがあってからなのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、住宅50戸連たんでの検討を大分やったんですけれども、今の50戸連たんの仕組みと、今の基山町の形では、50戸連たんではちょっとやれないというのが我々の判断でございます。それはA、B、両方の施策、仮に今うちがやっていないほうは、Aのほうかやっていないのか、Bのほうかやっていないのか、やっていないほうをやったとしてもだめだということの結論づけをしております。

一方で、住宅に関しては、ミニ地区計画みたいなものを今県と調整していて、住宅に関しては、産業用地みたいに広い5,000平米以上とか、そういうものではなくて、もっと小さい形でやれるように今、県のほうと調整させていただいておりますので、そういう意味では住宅と産業用地は全く分けて考えていきたいというふうに思っております。同じ地区計画であっても、別物みたいな感じで考えていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

私の勝手な持論かもしれませんが、この線引きの撤廃を前提に考えていった場合に、やはり難しい問題がかなり山積しているのかと思っております。50戸連たんについては、後ほどまた担当課のほうにお尋ねしますが、例えば、撤廃を前提に進めた場合に、私が知識不足なのかもしれませんが、固定資産税の変動とかによる混乱として、可能性として大いにあるのではないかなというふうに感じておりますが、このあたりのデメリット的なことというのが何かお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

物事にはデメリットとメリットは必ず一体的に発生するものでございます。当然、固定資産税は、もし全部が市街化区域になった場合には高くなる場所もありますが、ただ、その場合は、地価そのものが高くなっているわけですから、そういうメリットも当然ありますので、その両方は考えていかなきゃいけないと思っています。

ただ、どう考えても、今の、逆に言えば、都市計画審議会のトップをされておられると思いますので、今のこうなっている、こういびつに入り込んでいる調整区域の形というのは、やっぱり多くの方は不思議に思うのではないかと思いますので、そのあたりはまず見直しをしていくことが必要なんじゃないかと思っております。

それから、撤廃につきましては、佐賀県の中で線引きがあるのは佐賀と鳥栖市と基山町の3つの自治体だけでございますので、そういう意味では、ほかの自治体がそれを撤廃したからといって厳しい状況になるわけではないわけでございますので、そこらあたりは当然ながら、降りかかってくるであろうデメリットはきちんと考えていきながら、むしろ、メリットの部分はどう生かしていくかというのを考えていくのが大事かというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、町長のお考えをもとに質問に入らせていただきます。

まず、(1)の主体がどこにあるのかということで、答弁で黒谷地区の場合のみを説明いただきましたけれども、地区住民もあれば、企業主導型もあると、これは過去の事例から見て理解できます。そして、逆に行政が主体となってやることはできないという理解でいいのかどうか、ちょっと確認のためにお聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

行政主導の地区計画というのも可能であります。その場合は、行政がまず土地を購入、または行政の権利のもとに土地を獲得しまして、そこから行政が地区計画を進めていくという

やり方になると思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。住民主体の地区計画、これもあえてお尋ねいたしますけれども、基本的には調整区域であるけれども、市街化区域に隣接した箇所に限られるということによろしいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

先ほど町長の答弁の中にもありました地区計画につきまして、まず50戸連たんとはまた別の制度でございますので、今議員がおっしゃいました、現在基山町のほうで地区計画として進めていますのは、市街化区域に隣接した場所で、かつ市街化区域、隣接している市街化区域の同じ用途であるような相談があった場合に、地区計画として前向きに相談に乗っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

では、その地区計画の規模的なことをちょっとお尋ねしますけれども、具体的に戸建て住宅だと何軒ぐらいの規模からできるのか。例えば、平米数としてどれぐらいの規模からできるという規定があるのかどうか、そのあたりわかったら教えてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

規模については5軒から10軒程度の、まさにミニ開発であれば可能であるというふうには判断しております。県のほうもそれで地区計画については認めるということでお話を伺っておりますので、平米で言うと1,000平米、または2,000平米程度の地区計画でも現在は可能ということにしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。

では、(2)の地区計画と50戸連たんとの違いで、先ほども答弁の中でありましたけれども、町長の答弁からすると、恐らく50戸連たんの設定が可能だと思われる地域というのが、今の基山町の中にはもう存在しないという理解でよろしいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

先ほど町長の答弁にありましたAタイプ、Bタイプ、これはいわゆる50戸連たんという制度の中の市街化区域隣接タイプと集落活性化タイプというものでございます。

今、議員おっしゃいました市街化区域隣接タイプは、まさに今基山町の市街化区域に隣接している地区で50戸連たんが可能な場所でございます。

一方で、集落活性化タイプは、まさに集落を活性化するために戸建ての住宅を建てるための特例でございますので、対象地域があるかないかと言いますと、集落活性化タイプにつきましては、地域の同意がとれば、50戸連たんとして進めていくことは可能であります。

また、一方で、市街化区域隣接タイプにつきましては、現在のところ、農振農用地青地地区が含まれている箇所につきましては、地区計画を張れないというルールがありますので、定住促進課のほうで基山町内で50戸連たん、市街化区域隣接タイプができるところは今ないかということで検討している結果、今のところ、ございません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

私も今まで数回にわたって、この50戸連たんで質問をさせていただいて、一番最初に質問を行った際というのは、このBタイプ、いわゆる集落活性化タイプで検討をしていくという答弁がありました。次に聞いたときには、市街化区域隣接タイプで検討していくという答弁があつて、今お尋ねすると、現在のところは難しいということなんですけれども、この経緯について、ちょっと簡単に御説明願えますか。どうしてこの答弁がこれだけ変わってきたのかということをお願いします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

過去の議事録を見ましても、今議員が御指摘のとおり、当時は市街化区域隣接タイプというのは、基山町につきましては、まだ当時、残存農地、いわゆる市街化区域内の農地が多く残っている状態で、その隣接する調整区域の開発を認めるということは、いわゆる市街化区域内の空洞化を招く、それから、せっかく線引きをしているのに、その外側に市街地が形成されることについては、町としては同意しないということで、集落活性化タイプのほうを当時は推進していたという経緯がございます。

時もたちまして、いわゆる集落活性化タイプで推進したところ、各区の区長さん、いわゆる集落を管轄する区長さんに意見を聞いたところ、やはり50戸連たんという制度を使って、その集落内に新しい住民の方が入ることに対して、皆さんが賛成ではなかったということで、そういった経緯もあって、集落活性化のほうもなかなか導入が難しいということで現在に至っているところでございます。

そういったところ、市街化区域隣接タイプにつきましては、今現在、基山町内の市街化区域内の残存農地も大分解消してきましたので、それであれば、市街化区域に隣接したところで市街化活性化タイプ、市街化区域隣接タイプの50戸連たんは可能であるのではないかとということで、時代といたしますか、そういった短期間ではありますけれども、状況の変化により柔軟に対応してきたという経緯でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。ただ、この集落活性化タイプについては、今答弁がありましたように、当時の区長さん、もちろん、住民の方も含めたところでの判断だったと思います。ただ、私が質問してから多分六、七年たっていると思うんですけども、今の現状、いわゆる市街化調整区域の人口減少を初め、子どもさんが極端に少ないであるとか、いろんな行事の存続の危機に瀕しているとか、いろんな状況の変化というのは、当然時代の流れとともにあるわけで、判断される方々の主観もやっぱり変わってくると思うんですよ。そういった意味でも、私は例えば5年置きぐらいにこの意向調査というのを町としてしっかりやっていくべきではな

いかと、時代の流れに合わせてですね。そういうふうな判断もやってほしいなと思うんですけれども、そのあたりどのようにお感じになるのか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まさに議員おっしゃるとおりだと思います。

定住促進課のほうでは、実は今年度、平成31年2月に全区長、区長代理を対象に都市計画の勉強会を開催させていただきました。その中でいわゆる50戸連たん地区計画、それから、農地つき空き家等も新しい制度としてスタートしておりますので、その辺のお話をさせていただいたところです。

50戸連たんについては、再度区長、区長代理のほうに説明をさせていただいたところがございますけれども、また特に地区からの要望というのは、今のところございません。

ただ、5年と言わずに、短いスパンで区長、区長代理、地元のいわゆる有力な方たちの意見というのは、やはり町としても聞きながら施策を進めていくべきだと思いますし、基山町全体の人口にかかわることがございますので、そういったところでは説明会等は定期的を開催していきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

その中で、ちょっと私もどうかなと思うのが、例えば、集落活性化タイプをやった場合、今、基山町として中心市街地活性化基本計画を持っています。これから恐らく、立地適正化計画を策定しようと準備に入られていると思います。そうした中で、その計画との整合性、要するに調整区域に家を建てる、立地適正化計画は、どちらかという集約をさせていくという計画になるので、その辺の整合性について問題はないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現在、中心市街地活性化計画、それから、今策定中の立地適正化計画というものが、今から基山町のまちづくりの大きな柱になってくるとは思いますけれども、今、まさにおっしゃら

れたように、ではその周辺部の開発、いわゆる発展について、この中活並びに立地適正化計画が、いわゆる周辺部をもう置き去りにしていく計画なのかということ、決してそうではございません。あくまでも中心市街地活性化計画につきましては、中心部の商業の活性化、それによって町の機能を維持するという計画が大前提でございます。また、立地適正化計画につきましては、コンパクトシティのまちづくりを目指して、都市機能の集約化というのが一つのテーマでございますので、いわゆる集落地域とどう公共交通等で結節していくかというのが課題になります。ですので、目的は全然違いますけれども、平行して50戸連たん、または地区計画を有効に使いながら、集落の活性化も行っていきたいと思っておりますし、それを制限をかける計画ではないということを説明のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

よろしくをお願いします。

それと、この間、鳥栖市議会、小郡市議会と基山町議会で松田町長に講師に来ていただいた後に交流会をやったんですけれども、その際に、鳥栖市としては、もう50戸連たんしか考えていないというふうなことをずっとお話をさせていただいたんですけど、これ、もしわかれば、なぜ鳥栖市は50戸連たん地区計画ではない。基山町は、もちろんその地域の特性であるんでしょうけれども、このあたり、鳥栖市の考え方とか、地域の特性とかがわかれば、教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

あくまで担当者レベルでの鳥栖の都市計画担当との意見交換の中での話ですので、完全に鳥栖市の意向というわけではないという前提でお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、鳥栖市では今のところ、50戸連たん、集落活性化タイプのほうを採用して、いわゆる調整区域の開発等の措置をしているところでございます。

こちらにつきまして、鳥栖市のほうでは、基山町と同様に20ほど対象の集落があるということで、その20の集落に全てヒヤリングを行って、手を挙げたところに対して、50戸連たん集落活性化タイプの、県のほうが条例によって地区を指定するんですけれども、今現在1地

区において集落活性化タイプを進めているところだということです。

一方で、市街化区域隣接タイプにつきましては、まさに鳥栖市は線引きをしておりますので、その周辺部の乱開発というものをやっぱり懸念しているということで、現在のところは集落から、集落の同意を得て要望があった際に50戸連たん集落活性化タイプのほうだけを採用しているというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

わかりやすく言うと、線引きを守っていく人が、いわゆる市街化区域のほうの50戸連たんをやるというのは、間尺に合わないわけです、これはおかしい話ですね。だから、集落活性化タイプをやるという、それだけの話だと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。

では、(3)の質問に移ります。

今回の地区計画で、やはり都市計画道路の黒谷線、答弁にもありましたように、しっかりとあるわけですね。この議論はやっぱり避けて通れない問題だと思っています。もちろん、財政的な問題とか、既存道路の活用とか、企業側の意向というのはあると思いますけれども、この黒谷線の是非について、どのような議論が行われたのか、ここをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

都市計画黒谷線につきましては、最近の話になりますけれども、もう一本実は都市計画道路、長野にかかるループ橋についての話と一緒に、いわゆる必要なものかどうかという議論をさせていただきました。

一方は、もうその機能については、代替えの道路ができているということで、長野にかかるループ橋については廃止という方針を決定させていただきましたけれども、黒谷線につきましては、工業団地は今、もう全て区画が埋まっている状況でございますけれども、今後、

いわゆる西側について、開発可能な土地に企業が進出してきた際であったり、あとは防災上、今、道路が1方向しか出入りができないということで、宮浦方面、宮浦インターのほうにつながる黒谷線につきましては、今後も有効な道路であるというふうな判断をしておりますので、都市計画道路としての位置づけを残しているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

であるならば、やはり、宮浦インターの改良、当然必要になってくると思います。今のままでは狭過ぎるのではないかと。また、この都市計画道路として存在し続けるのであれば、やはり周辺住民の方に、もっともっとやっぱり丁寧な説明が必要なのではないかと。要するにこれから先のライフスタイルにやっぱり影響を及ぼす可能性があると思っているんですよ。

県道沿いの入り口の付近は何かもう県が公有地として持っているとかという話もお聞きしますけれども、優先度として、今、どの位置にあるのか、そのあたりがもしわかればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

都市計画道路としましては、もう今、黒谷線の1本のみですので、当然そこを都市計画道路の中では優先順位が一番高い、1つしかありませんので、そういった形になりますけれども、一方で、町全体の道路計画、都市計画道路以外の道路延伸であったり、道路改良であったり、そういったものの道路の計画の中では、決して優先度が高いものではないというふうに認識しております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

全体の道路の中では優先度は高いほうではないということですね。ということであれば、正直いつになるかわからないというふうなことだと思うので、だとすれば、やはり事あるごとに周辺住民の方たちに先ほど答弁された、実はここの道路というのは、これから先必要になる可能性が非常に高い。都市計画道路として存続している。ただ、全体の中では、優先度

はまだまだ低いので、時間がかかると思いますというふうなことをやはりきちんとお伝えするべきかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、(4)のほうもあわせてちょっとお尋ねしますけれども、まず今回の進出企業の方には、基山町を選択していただいたということには、私も非常に感謝をしたいと思っております。また、このような地区計画が成功することによって、土地の有効利用ですとか、この地区計画が一つのモデルになるというふうなことも考えておりますので、そこを前提に話を進めていきますけれども、やはり今回の場合、パブリックコメントが非常に多かったなどという印象を持っています。また、住民説明会等もされたというふうにお聞きしていますけれども、そのあたりで特徴的だった御意見、もしわかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今回地元説明会としまして、4区の公民館、それから、町民会館のほうで2回開催させていただきました。そのほかにも今おっしゃられましたようにパブリックコメントとして多数の意見が寄せられました。

代表的なものとしては、地元の意見交換会では、やはり安全管理、特にバイパスから直接乗り入れるといたしますか、県道に接して今回立地を予定しておりますので、いわゆる大型トラックが南に下る場合、久留米方面に下る場合、それから、福岡方面に上る場合ということで、どうしても宮浦インター、それから園部インターを活用して方向転換を行うということが生じてきますので、その辺の安全対策は大丈夫なのかという意見が地元からは一番多く出ておりました。

また、パブリックコメントでは、調整池を今回、大規模な開発になりますので、調整池を設置するように義務づけられておりますので、そういった調整池の安全性であったり、あとは水路、周辺でまだ農地として活用されている方がいらっしゃいますので、そういった水路の水みちが変わらないか、そういったところの御意見を寄せられたところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

まず、パブリックコメントのほうからお尋ねしますけれども、特にやはり、今言われまし

たように排水の問題というのがすごく多かったように記憶しております。下水道区域でない地域での、特に今回は洗浄等を基本とした企業ですので、かなりの多くの排水が予定されていると思います。その中で、回答等を見ても、ISOの基準とか、調整池の設備にも配慮いただいているようには見受けられましたけれども、逆に行政側の答弁、回答として、指導を徹底しますというふうな、ちょっと少々味気ないような回答だったかなというふうにも感じますけれども、この自治体の関与というのを含めて、改めて答弁をお願いできますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今、まだ計画段階、自治体のほうが最終的に都市計画の案、計画決定をするに当たって、企業と住民との合意形成がしっかりとれているかどうかというのが地区計画のポイントになりますので、現段階でパブリックコメントなり、そういった意見が寄せられたことにつきましては、全て民間事業者、進出企業のほうに改善策についてまで求めているところでございます。

計画決定後につきましては、その合意形成をもとに事業を進めていくということでございますので、当然、それに反して開発が進められる場合はより強く、どの辺までそういった強制力があるのかというのは、ちょっと今から勉強しないといけないんですけども、自治体としては、積極的に関与して、地域住民の方の生活環境を第一に事業が進むように配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

これは例えば、稼働後になった場合に、積極的な関与というのは、所管はどこになるんですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

一義的には計画に基づく事業になりますので、定住促進課のほうで進出企業のほうと窓口を設けて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

住民説明会では、予想どおり交通の問題、大型トラックが行き交う中での住民の皆さん、そして子どもたちへの安全管理ということだと思いますけれども、これは具体的にどのような対策を講じていくのかというのは現段階であるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

意見交換の場では出された、いわゆる公共交通対策でございますけれども、それに対しての企業としては、例えば、大型のカーブミラーを設置するであったり、1日に大型トラックが何十台も来るわけではないということで、数量としましては限定的であるということですが、町としては、例えば、通学時間帯にそういった運送を調整していただくとか、交通誘導員を配置したりというのは、事業者のほうには要求していますし、今後も地区の声をもとに要望していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。とにかく県道17号線の園部インター、宮浦インター、ここが使われることが非常に多くなると思いますので、このインフラ整備、補修や改良も含めて、県への要望をしっかりと行っていただきたいと思っております。

あと、排水のパブリックコメントが多く上がってきましたけれども、それに加えて、都計審の中でも上水道、もしくは井戸水を使っていきたいということだったんですよね。上水道に関しては、あそこの宮浦地区は福岡導水が入っていますので、その福岡導水の水を使われるのかどうか、その関係性と、その影響等についてわかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

上水につきましては、今回の開発の地区である宮浦地区、一部園部地区入っておりますけ

れども、佐賀東部水道企業団のほうと進出企業のほうで既に協議を進めているということでございます。

佐賀東部水道企業団のほうにまた問い合わせをしましたところ、その時点で洗浄が一部あるということで、企業が希望されれば一部工業用水のほうを案内したりであったり、そういったことも可能ということでもありますけれども、まずは佐賀東部水道企業団のほうから水は融通していただく予定というふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それと、その井戸水に関してですけれども、先ほども言いましたように多くの水を使われると思います。恐らく周辺の方々も井戸と上水道と併用で使われる家庭が大変多い地域だと思っていますので、そういう井戸がれとかの心配等がやっぱりどうしても考えられる可能性としてあるわけです。その辺の対応、対策とか、現段階でもしてきていけば、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現時点でその井戸がもしかれた場合の対策とか、そういった場合にどうするというのはございませんけれども、企業の計画では、今、地元で使っている井戸の数量程度を使わせていただきたいということで、それ以上のものを使うという予定ではないというふうに聞いております。

井戸水の使用に関しては、やはり作業前に地元と十分に調整をしていただくこととしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

よろしく申し上げます。

そして、今回ありがたいことに、恐らく50名から100名の地元採用を含む従業員の募集がされるというふうに聞いておりますけれども、現在、どこの企業も人材確保は非常に厳しく

て、ある意味、外国人の働き手が多く採用される可能性もあると思っております。

その中で、そうなった場合に考えられるのが、自転車での通勤になるかなど。その通勤の時間帯、例えば、24時間稼働となれば、その安全確保も町道のほうに求められる可能性が非常に高くなると。その辺の配慮、これは行政として考えられる対象、企業側が企業側に求める配慮、この視点からどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

当初より、定住促進課のほうでも企業からこのお話をいただいたときに、外国人労働者の方を恐らく雇われて操業されるのではないかとということでお話をしたところでございますけれども、結論から言いますと、今回の企業の方針として外国人労働者を雇わないということでございます。全て地元というわけじゃないですが、いわゆる外国人労働者以外で採用は進めていくという予定というふうに聞いております。

また、外国人労働者の方じゃないとしても、県道沿いにある企業ということで、当然自転車等で通勤されたり、徒歩で通勤されたりというのは考えられますので、その辺の安全対策については、引き続き求めていくこととしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。

それでは、最後に(5)の今後の地区計画の方向性についてお尋ねいたします。

先ほどから答弁をいただいていた地区計画であれば、用途区域を設定していけることが利点ではあると思っておりますけれども、例えば、その地区計画の内容によって、市街化区域に隣接したタイプの地区計画がなされる。これは当然、後々、市街化区域に編入ということは考えられるわけですね。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

はい、50戸連たん、または地区計画等で開発された土地が自動的に市街化区域になるとい

うわけではございませんけれども、当然、県のほうには市街化区域と一体的に利用されている土地ということで編入を求めていくこととしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

当然、地区計画と市街化区域の編入というのは、全く別問題だと思っておりますので、その中で、例えば、地区計画を設定する期間、おおむねどれぐらいの期間がかかるのか。また、その後に市街化区域への編入、これは別とは思っておりますけれども、編入をしたいと思った場合に、どれぐらいの期間がかかるものなのか、何かわかる範囲で教えてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

地区計画の設定、今、いわゆる決定までは、今回の黒谷地区で言いますと約7カ月から8カ月ほどで決定を打つ予定にしております。また、地元との調整が長引く場合は、場合によっては1年ないし2年かかったりすることもございますけれども、おおむね1年前後で地区計画については設定が可能だというふうに考えております。

また、市街化区域の編入でございますけれども、こちらは県のほうとの調整が必要になってきます。また、鳥栖市との一体的に鳥栖基山都市計画ということで定めておりますので、タイミングにもよりますけれども、約二、三年ぐらにかかるとはではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

誤解がないようにだけ1点言っておくと、本当の狭義の意味での地区計画は今みたいな期間なんです、その前交渉がすごく長い。要するに全ての地権者の同意が必要になる。それはそういう短い期間でできないし、それから、長野地区のように途中で頓挫するようなケースもございますので、そこはちょっと誤解がないようにそこだけはよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それで、先ほどの課長の答弁にもありました行政が主体となって地区計画をやることもできるというふうにあります。そこで最後に、これは土地開発公社のトップである副町長にお尋ねしたいんですけども、私はその現行のルールで地区計画のできるのであれば、いつそのこと定住促進とか人口減少をとどめることが喫緊の課題であれば、その箇所を土地開発公社として開発をして、開発道路を整備して、新たな居住空間をつくる。これも十分に考えられることではないかなと思っているんですけども、こういうものが視野に今あるのかどうか、ここをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

それを具体的に町内で開発公社としてやっていこうという予定は今のところありません。ただ、そういう手法があるというのは私も認識しておりますので、今後、町長の施策等もありますけれども、そういうふうな手法もあるという認識を私はしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。

それで、この地区計画自体がやはり住民の皆様に余り浸透していないというか、もうこれから先、農業の後継者として非常に難しい。でも、場所としては非常にいい場所で、ここからは市街化区域で、ここに何で線があるのか、先ほど町長が言われましたように、何でこんないびつな形になるのかという疑問も相当お持ちの方も多いと思うんですよね。

その中で、今後、町として、地区計画を推進していくのか、それとも、いわゆる積極的に情報を出していくのかどうかですよね。これについて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

積極的に出していきつつあるんですが、なかなか今度はそうなってくると地権者の方でや

はりちょっとためらう方も出てきている傾向もあるので、そこらあたりはどういう形でやったが一番うまくいくのかという話は、これからちょっとデリケートな部分もございますので、考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

それから、先ほど土地開発公社の話がございましたので、実はちょっと前にその検討をやるようにということで、担当課と理事長にもそういう話ができないかということでそういう話をほんの1カ月もならないかな——ぐらい前にやって、できたら、もちろん、議員の皆さん方の御了解もとれたら、ぜひその方向で事前購入で、特に産業用地ですね。新しい産業団地をつくるというのにとって、それが一番いいのではないかというふうに思っております。住宅は余りあれだと思っておりますので、そういうことを今考えておりますので、ぜひまた、そのあたりはもうちょっと話が進みましたら、皆様方にまた御意見をお伺いしたいと思っておりますので、この場をかりてよろしくお願いたします。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

じゃ、その案件については、またそのときにしっかりと審議をさせていただきたいと思っております。

それでは、質問事項の2に移ります。業務継続計画についてお尋ねします。

ちょっと申しわけございません。時間の関係上、(1)から(3)まであわせてお聞きします。

今年度末を目標にというふうに答弁がありましたけれども、これは根拠法令というのはないわけですね。その中で基山町としては地域防災計画の中に位置づけられた計画としてあるわけですが、この題目として業務継続計画にされるのか、災害時行動計画にされるのか、このあたりの現段階で構いません。こういった考えかお聞かせください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回BCPをつくっていくに当たっては、1つは、大きな想定されるものは災害と、もう一つが数年前に条例化をさせていただきましたインフルエンザの特別措置法にかかる部分ですね、こういった部分、この2つに関して、総合的にBCPをつくれないうという検討をしておりますので、その名前については少し考える必要があるかなというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

実は今、議会でも議会改革特別委員会の中で、議会の場合は、庁舎の業務が継続云々ではなくて、やっぱり議会の中で災害時にどう対応すべきかということで、災害時行動計画というものを検討を始めたばかりであります。

その中で、例えば、いろんな事例を見てみますと、計画があったり、マニュアルがあったり、指針があったり、要綱があったり、さまざまなんですよ、それぞれの自治体で。その中で行政としては、計画で行くということでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今のところ、扱いとしては計画という形でさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

例えば、災害といいますのは、いろんな自然災害もあると思いますけれども、例えば、地震の場合に限って言うと、地震だと、どういう事象を想定して計画を立てられる、その基準みたいなものがあるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

事象というよりも、まずは想定される被害であったり、そういったところを中心として、まず洗い出して、それに何時間後から対応して、何日目にはもう、例えば戸籍業務は復活させるとか、そういった具体的なところになりますので、まず被害そのものを想定したところで策定していくということになるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

その中で、行政は行政のBCPがあつて、議会は議会のBCPがあるべきだと思っております。

例えば、この部分はちょっと相互に整合性をとっていったほうがいいんじゃないかというふうに想定される部分とかというのが今もしあれば教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まだ具体的に、今からどう盛り込んでいくかというところですので、改めて議会のほうと詰める必要があるというところは持っていませんけれども、そういったところが出てくれば、そういった委員会も立ち上げられたいということでございますので、そちらのほうにも御相談をさせていただきながら、双方でよりよい計画ができればというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もともとBCPのBはビジネスなんで、企業のお話から出てきているやつですという意味では、ここが継続できるかというのがポイントになりますので、考えられるのは3つです。

1つは、自宅でみんな不幸なことになっている、もしくは自宅から動けないような状況に職員がなるということが1つ目。2つ目は、役場に来るまでの道が決裂して、もう来れないという状況になる。それから、3つ目は、この役場自体が倒壊して、ここで仕事ができなくなるという、災害に関して言うと、この3つしか考えられないと思いますので、現実的には、余り想定できないことを想定しながらやっていかなきゃいけないというふうな話になると思います。

それ以外で言うと、あとはもう考えられるのは、新型インフルエンザ、普通のインフルエンザじゃなくて、非常に感染力が強いようなやつ。さらにはテロなんですけれども、テロの場合も、余り大きく考えられないと思うので、唯一、一番私が考えにやいかんと思っているのは、やっぱり情報テロで、うちの情報システムが完全にだめになった場合どうするかというのは、今、もう何でもそっちのけになっているので、そこらあたりはうちだけではなくて、いろんなクラウドとの話し合いをしていながらやっていくというのが、一番やらなきゃい

けないのはそこかなというふうに思っているところです。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。

その中で、ちょっと1つだけやっぱり確認しておきたかったのが、これはちょっと町長にお尋ねしたいんですけども、最近の豪雨災害とか土砂災害警戒等で災害対策本部が庁舎の3階に設置されると思います。私の認識では、やはり議会議員が、やっぱり災害対策本部に出入りすることというのは極力避けたほうがいいと思っているんですよね。ただ、その中で、議員からの意見だったり要望だったり情報を伝えたり、例えば、職員と一緒に現場に趣くということが、町長として今、どのような意見をお持ちなのかというのをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

実際、一番お見えになるのは久保山議員だというふうに思っています。今、実際あれが起こった場合にですね。3階に一番足を運んでいただいているというふうに思っておりますので。そういう中で、今後について言うと、どうしましょう、それはもうルールづけの話なので、今、消防団の団長は、ある一定のときになったら来ていただいて一緒に共有させていただいているし、今回から自衛隊の方が連絡員で張りついていただいたというふうなこともありますので。

ただ、例えば、今回のレベルだったら、その必要はないと思うので、どの段階だったらどうするというふうなものが必要なのかなとは思いますが。

今回のやつでみんなが集まっているいろいろやる必要は全く私はないと思っておりますので、そこら辺の被害の度合いに応じたときに、どこまでやるかという話をきちんとこれから議会の皆さんとまた話し合ってきたらいいんじゃないかな。そのときに、BCPの議論の中でそれをやるのが一番いいかなと今質問を受けながら思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。

私もちょっとこっつてどうなのかと思うのが、例えば、大規模災害が起きた際に、専決処分というのが想定されるわけですよね。その専決処分をやる際に、やはり議長が対策本部に入っていったほうがやりやすいのか、そこは関係ないのか、ちょっとそのあたり、非常に答えにくいかもしれませんが、その判断を仰ぐというか、そういうのが必要ないのかどうかですよね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、そういう場合に今まで専決処分をやった例はないので。ただ、そこでやった例はないので、そういう意味ではそういうケースがあるのかも含めて、さっき言った考えられないようなケースを考えてやるのがBCPなので、そういう観点でまとめて考えていきましょうかね。そうしないと今まで例がないので、例があって、やらなかったがゆえに何か問題があったので、やるべきだという話ではないので、そういうこれからのたればの世界をちょっと空想していきながら考えていくのが必要かと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。このBCPに関して、私も庁舎が万が一の際ということをやっぱり想定すべきかなというふうなことを思っていて、先ほど町長もテロ、特に情報テロと言われましたけれども、私はやはり、京都アニメーションの放火事件というのはすごいやっぱり衝撃的で、例えば、1階にやっぱりガソリン携行缶4リッター持ってこられて火をつけられたと。そのときにどういった対処がこの庁舎の中でできるのかというのを非常に心配するわけでありませう。

そうした中で、例えば、今現在、代替施設というのは、この基山庁舎というのは持っているんですかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

代替施設として特に想定している施設はございません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

恐らくそういうこともこれから先検討しなければならないと思うし、そこに非常用源電を含めて、さまざまな執務環境とか防災無線から通信環境、こういったこともやっていかなければならないのかというふうに思っております。

それで、この不審者対策も先ほど言いましたように非常に心配しているわけで、町長はことあるごとに町長室をオープンにしていますから、東側から来ると、総務企画課につかまっちゃうので、西側から来てくださいと言われますけれども、やはり今、私たちが想定し得る以上のことが起きているのではないかなというふうに思っています。そういった意味でどうなのか、この計画ができた後なのかどうかも含めて、避難訓練とか、例えば、不審者対策の訓練等というのを実施すべき案件ではないのかなと思いますけれども、そのあたりの考えをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かにそういった継続計画をつくる過程の中では、そういった必要性とかも十分に考えられますので、あと、やはり有事の際にどう対応するかというところは、常々やっぱりここが持っておく必要もありますので、そういった意味では、そういった部分も少し検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

よろしく申し上げます。残り時間も少なくなりましたので、最後の質問項目に移ります。

3、町道の維持管理についてですけれども、やはりスピーディーな対応というのがすごく求められていると思います。これはどこに向かって言えばいいのかわかりませんが、例えば、町道の、多分建設課長だと思います。軽微な陥没とか段差、これというのは、工事

請負費なのか、原材料費なのか、それとも修繕費で対応しているのか、このあたりの実例を含めてお聞かせください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今言われました分は、それぞれ現状に応じて対応しております。

まず、材料費の場合は、クラッシャーランとかを準備しておりますので、小規模なものは職員も直接陥没等を補修しております。

その後、そういった補修もなかなかやっばり続きますと、大きなもの、あるいは交通量が多い、あるいは二輪車が多いと、そういった現状の状況に応じて、今度は時間は若干かかりますので、直営で対応しながら、専門の工事を行う。それは修繕的な形でやって、最終的には、どうしても陥没が繰り返される、いわゆる根本からやり直さないと無理だという部分は、もう最終的には工事を行うような形で、維持管理については、ある程度そういった交通状況も踏まえながらさせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

今回、この質問を行った最大の意図は、やはり工事請負費、修繕費、そして原材料費も含めたところで、当初予算である程度の余裕を持った計上をしていただけないかということなんです。全てが議会の補正を待った上でとなると、やはり緊急的な対応というのがおくれでしまう。

特に、後ほどまた言いますけれども、このJAさが基山給油所付近のところの、いわゆる陥没している部分がありますよね、水路が。あれなんかもやっぱり、あれだけ危険な箇所さらに鉄板を引いた上で、それが数カ月も続いているという状況なんですよね。あの規模になると、結構な金額になると思いますけれども、私はやっぱりよく聞くのがマンホールの段差とか、下水道を切ったときの段差とかで、トラックが行くたびに夜起こされると、いわゆる睡眠障害になっているような案件もたくさん聞くわけですよ。そうした中に、やはり、スピーディーに対応できる体制が本当に整っているかどうか、これはやはり予算があるかどうかにかかっていると思いますけれども、このあたり町長、どうお考えかお聞かせ願えます

か。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

大変うれしい御提案で、逆に言えば、どこまで執行部の権限として認めていただけるかということでございますので、担当課はここまではさすがに無理だろうということで、その補正予算を組んでいるんだというふうに思いますので、それをある程度、もっと執行部の権限の中でスピーディーに行えるということであれば、むしろ、こちらからお願いしてでもやりたいなと思いますので、ぜひ来年度からそういう形で当初予算を要求させていただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

今回の全員協議会の中で、多分災害復旧費か何か予備費の充用があったと思います。その中でも、やはりもっと災害復旧費自体を厚目に持つておくべきではないかという議会からの話もあったと思いますので、私もこれは同じ話だと思っています。

そうした中で、例えば、くらしの安心・安全係とか、建設課の管理のほうは、やはりすぐ住民の要望に応えられる体制をやっぱりとっていただきたい。そのために概算要求をしっかりとやっていただきたいというふうに感じております。

最後の質問です。これも単刀直入にお尋ねいたしますけれども、私はやはり今JAさが基山給油所付近が急激に狭くなって、ある意味、日本一危ない通学路ではないかなというふうに感じております。（発言する者あり）そうした中で、やはり御存じのように、筆界未定地であるわけで、非常に困難なことが多いと思いますけれども、私はもう行政が間に入って、きちんと地積更正を行って嘱託登記をしてでも、あそこは解消すべきだと。そして、できるだけ早い段階で道路拡幅をしていただきたいというふうに思っております。これも最後に町長にお尋ねします。よろしくお願ひしたいと思いますが。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

何か嘱託登記、その関係と道を広げる関係がちょっと混在している感じが私はするんですけれどもね、あそこの問題は、結局、道を広げるのはいいんですけども、どういうふうに広げましょうかという案がないんですよ、いい案が。私も実は意外にあそこを考えていなくて、あのまま曲がったまんまで広げるというのはあるでしょうね。だけど、もうあるのは曲がったまま広げるぐらいしかないんですよ、何か真つすぐしたいなとか、あっちの旧道のアモーレの道との関係がどうかとか、こっちの駅前との道がどうかとか、今回、JAとの話し合いの中で、場合によっては、あそこの地域全体を開発するようなことも考えていけないかと思っていますので、むしろ、どういう案があるのかなというのが今ちょっと、正直、私自身は悩んでいるところなんですよね。だから、逆にいいアイデアがあれば、ぜひお聞かせいただきたいし、また、うちとしても、それは日本一危ない道であれば解消しなければいけないと思いますので、そういうふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

そういうことであれば、これはもう担当課も含めて、区長も含めて一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番議員の松石健児です。まずもって、きょうでちょうど1週間になりますけれども、九州北部の豪雨に際しましてお亡くなりになられました方、また、被災されました方に対しまして、謹んで御冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げます。

一刻も早い復旧を望んでおります。

また本日は、午後の大変お忙しいときに傍聴に来ていただきましてありがとうございます。頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い2項目について質問させていただきます。

まず、質問事項1、小・中学校の教育行政についてです。

戦後最大規模と言われる教育改革では、保護者世代が経験のない新たな教育が始まります。改革の柱になるのは、「学校教育」、「大学入試」、「英語教育」の3つで、新たな学習指導要領が来年度の令和2年度からの小学校に続き、中学、高校と順次適用されます。小学校は既に本年度から移行期間となっています。また、同じく令和2年度、令和3年1月から、従来のセンター試験から「大学入試共通テスト」がスタートします。

前述を踏まえ、基山町の教育行政に関する基本方針をお尋ねします。

あわせて、全国学力・学習状況調査、以下、全国学力テストの結果と、教育委員会としての見解、対策を求めます。

質問の順番が前後しますが、まず、(1)全国学力テストについて、ア、過去3年間の全国平均との比較をお示しく下さい。イ、学習状況調査を含めた結果に対する傾向、見解、対策をお示しく下さい。

(2)新学習指導要領に関しまして、ア、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングに関して、どのように取り組んでいくのでしょうか。イ、英語教育に関して、町としてどのような工夫を取り入れていくのでしょうか。ウ、道徳教育に関して、どのようにしていくのでしょうか。エ、グローバル化や人工知能(AI)の活用による技術革新が進む中、生徒・児童に対して、どのような夢を伝えていくべきだと考えていらっしゃいますでしょうか。

続きまして、質問事項2、ひきこもりや生活困窮者の孤立防止策について。

ことし3月、内閣府が満40歳から満60歳の中高年を対象にしたひきこもり調査をした結果、61万3,000人に上ることがわかりました。これは15歳から39歳の若年世帯のひきこもり推計54万1,000人を7万2,000人も上回る結果となっています。団塊の世代が後期高齢者に達することによる介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される2025年問題とあわせて、生活保護などのさらなる社会保障費を圧迫しかねません。これらひきこもりや生活困窮など、複雑な問題を抱える家族が地域から孤立するのを防ごうと、これまでの福祉のあり方を見直して、

新たな制度の枠組みを創設する方針を国の検討会が打ち出しました。

前述を踏まえ、今後の町の取り組みについてお尋ねします。

(1)町内の中高年のひきこもり対象者を把握していますか。また、把握することができますでしょうか。

(2)ひきこもり案件に関して、相談事例はありますか。あれば、その事例と対処方法はどのようなものでしょうか。

(3)生活困窮者自立支援法などを含め、ひきこもり対策に町として今後どのように取り組んでいきますでしょうか。

以上、わかりやすい御答弁をお願いしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

松石健児議員の一般質問に答弁させていただきます。

1につきましては、大串教育長のほうから答弁させていただきますので、私のほうから2、ひきこもりや生活困窮者の孤立化防止策について答弁させていただきます。

(1)町内の中高年のひきこもり対象者を把握しているか。また、把握することはできるかということでございますが、先ほどの質問の中にもございましたように、内閣府による40歳から64歳までを対象にしたひきこもり調査の、本当にサンプルの調査なんですけれども、その試算結果をもとに本町の割合で対象者を試算すると、内閣府の調査の割合で本町にも同じ割合でひきこもりの方がおられるということになると、約80の方がおられるという推計になるところでございます。本町独自のひきこもり対象者の把握は現段階ではできておりません。

「ひきこもり」は社会との関係が薄れていく場合が多く、その実態について明らかになっていないところがまだまだ多くなっております。結果として、ひきこもり対象者を把握するというのは必ずしも簡易なことではないというふうに思っておりますので、他自治体等で先進的な取り組みでそういう把握をしているようなところの例を参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(2)ひきこもり案件に関して、相談事例はあるか。あれば、その事例と対処方法はどのようなものかということでございます。個人情報的なものがありますので、ぼかして説明させ

ていただきますと、御両親が役場に来庁されて、ある一定の年齢に達している息子がひきこもりという相談がございましたので、専門の佐賀県生活自立支援センターのほうに御紹介して引き継いだというふうな例が最近ではございました。

それから、(3)生活困窮者自立支援法などを含め、ひきこもり対策に町としてどのように取り組んでいくのかということでございますが、国の検討会では高齢者福祉や就労支援など、さまざまな相談に対応する一元的な相談窓口と支援体制を各自治体において創設することが検討されているところでございます。

本町においては、当面、国の動向を見ながら、佐賀県から委託を受け、ひきこもり状態にある本人、家族や関係者の方から相談を受け付けている「佐賀県生活自立支援センター」、ここが佐賀県から委託を受けておりますので、そこや、それからもう一つ、「ひきこもり地域センターさがすみらい」と連携して、ひきこもり対策に取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。

あとは、就業支援につきましては、現在、役場の中に無料職業紹介所がございましたので、そこと協力して、地元企業を中心に働く場の開拓を行い、就労につなぐことにより、日常生活の自立や社会参加に取り組んでいこうというふう考えております。こういった就労支援がうまくはまるようなケースの場合は、比較的対策がこれから打ちやすいと思いますし、そういう対策はこれからも打っていきたいと思いますが、そうでないようなケースも多数あるやに思いますので、そういう場合は非常に難しいというのが今感じているところでございます。

1回目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1項目めの小・中学校の教育行政についてということについて、私のほうでお答えをしてみたいです。

(1)全国学力テストについて、ア、過去3年間の全国平均との比較を示せということです。全国学力・学習状況調査の結果、比較については、過去3カ年の国語、算数、数学の正答数平均を集計し、回答いたします。

小学校では、平成29年度の問題数が50問で、正答数の全国平均は33.3に対し、基山町は33.4

でした。平成30年度は問題数44問で、全国平均26.9に対し、基山町は26.8でした。本年度は問題数24問で、全国平均18.2に対し、基山町は18.3となっています。

中学校では、平成29年度の問題数が92問で、正答数の全国平均61.8に対し、基山町は58.5でした。平成30年度は問題数91問で、全国平均60.2に対し、基山町は60.5でした。本年度は問題数26問で、全国平均16.9に対し、基山町は16.4となっています。

イ、学習状況調査を含めた結果に対する傾向、見解、対策を示せということですが、正答数平均集計の全国との比較を見ると、小学校では平成29年度の0.1ポイントプラスから本年度も0.1ポイントプラスとなっており、3カ年大きな変化はありません。

中学校においては平成29年度3.3ポイントマイナスから本年度0.5ポイントマイナスといまだ全国平均には届いていないものの、向上は見られます。

平成30年度までは小中ともに主として知識を問うA問題と、主として活用を問うB問題に分けられていましたが、国語、算数、数学ともにB問題での正答数の比較値が年度ごとに上がっており、小中連携で活用力向上に取り組んだ成果があらわれていると言えます。

また、本年度実施された中学校英語では、全国平均正答率11.8ポイントには届かないまでも、県内の正答数平均10.8ポイントに対し、基山町は11.5ポイントと成果を得ています。

今後はこういった活用力をさらに伸ばすためにも授業改善に各学校で取り組むとともに、知識の定着のために家庭学習の質の向上の取り組みなどを小・中連携で行っていきます。

(2)新学習指導要領に関して、ア、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングに関して、どのように取り組んでいくのかということですが、本町の小・中学校では、平成28年、平成29年と佐賀県から児童・生徒の活用力向上研究指定を受け、活用力を高めるアクティブラーニングの研究実践に取り組んできました。平成30年度からはその研究成果を生かし、さらに学校全体で改善を図りながら、各教員が授業実践をしています。今後は小中連携事業の中で、9年間を見通して、この取り組みが学力向上につながっているかどうかを検証しながら進めていきたいと思えます。

イ、英語教育に関して、町としてどのような工夫を取り入れていくのかということですが、平成29年度、平成30年度の小学校の新学習指導要領移行措置期間の中では、英語の授業時間を先行して実施し、英語学習に対して児童への意識の向上や教員の指導力向上を目指しました。今年度から中学校英語教諭を小学校英語専科教員として配置し、中学校への接続を意識した授業での取り組みを行っているところです。また、英語学習を啓発し、町内の児童・

生徒が積極的に英語学習に励む機会をふやすために、英語検定補助を継続していきたいと考えています。

ウ、道徳教育に関して、どのように取り組んでいくのかということですが、新学習指導要領から教科としての位置づけとなるため、小学校は昨年度から、中学校は今年度から正式な教科「特別な教科道徳」として、教科書を使用し、評価等も視野に置いた授業運営を行っています。これについて教職員の研修会等を行い、より高い質の授業を実践できるようにしています。また、道徳の授業で学んだ内容を、他教科や地域での連携事業とも結びつけ、学んだことを生かしていく機会を設定し、効果的に道徳心の育成に取り組んでいきたいと考えているところです。

エ、グローバル化や人工知能（A I）の活用による技術革新が進む中、児童・生徒に対して、どのような夢を伝えていくべきだと考えているのかということですが、グローバル化への対応として、国際理解や外国語学習だけでなく異文化理解や他者との共存など、人権教育の視点からも重要視しなければなりません。また、A I技術の革新から多くのことをコンピューターが担う社会を想定し、小学校で始まるプログラミング教育の重要性は高いと考えます。また、学校教育の中では、このように育成すべき視点を明確にして取り組んでいくことで、社会に貢献したいと感じたり、新たな技術を開発したいと考えるようになることで、現代の社会をさらに前進させるような夢を持つことを伝えていくべきだと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。これより一問一答でお願いいたします。

まず、1番の全国学力テストについての過去3年間の全国平均との比較に関してですけれども、これは回答のほうで、過去3年間についてお答えいただいています。この数字に関しては、正答数という形でお答えをいただいております。例えば、インターネットとかで、正式な機関じゃないかもしれませんが、教育に関する民間企業より全国の学力テストの順位が発表されていますし、佐賀県の順位というものが出ております。あわせて、正答数じゃなくて正答率ということでも出されておりますけれども、学校側のほうとしてはそういう正答率、あるいは順位に関しては公表、あるいは管理はされていないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

正答率も正答数も全く同じで、正答数を割り算すれば正答率が出てくるので、ただ、正答率だけ聞いても、全体が何問あったのかと、11問しかなくて、例えば、69%といってもわからない。だから、正答数で出すと、ずばり、11問のうち7問合っていましたと、7.5問ですといったほうが、より実感に近いだろうということで、保護者向けには小・中学校ともに学校通信で結果と、それから、対策についてお知らせするとき、いわゆる正答数でお知らせをしているということです。それから、順位のことについて今触れられましたが、昔は通知にも、これは前からあったんですが、順位というのは教育委員会の中でもつけるべきではないと。例えば、うちは順位をつけたって、小学校は2校で中学校は1校ですから、両方の学校通信を見ればこれはわかる話ですけど、例えば、20とか30とかある市とかあるんですね。そういうところのそれを横に並べて公表するということは望ましくないという通知というか、そういうものが四、五年前に来たというのを覚えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

教育方針としてそういう公表の仕方というのは私もそれを尊重したいと思いますけれども、一般の我々からすると、なかなか評価の査定というのを判断するに当たっては、やはりそういった順位なり正答率とかを見るのがわかりやすいとか、判断しやすいというところがありますので、参考までにちょっと申し上げますけれども、その参考程度の中から学力の向上、あるいは問題点というのをお考えいただけるのであればお返事をいただきたいと思っています。

まず、小学校に関しては、今年度に関して申し上げますけれども、佐賀県は23位です。正答率が65%ですけれども、基山小学校に限っては76.25%ということで、これは1位の石川県、秋田県の72%を超えているということになりますけれども、そういう意味では小学校は、県は全国では中間程度ですけれども、基山小に関してはかなり、1位までとは言わないにしても、上位に入り込めるぐらいの学力の結果が出ているというふうにお考えですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私は5年ぐらい前まで、やっぱりえらく順位を気にしていました。国は順位を出しませんので、新聞はデータだけ出すけど、これを並べたり、順位をすごく気にしていたんですけど、やっぱり4年ぐらい前から、これは順位は余り関係ないと。やっぱり子どもたちが、この集団がどれだけ伸びていったかということを追っていくべきだということで、同じように県も順位に全く執着しなくなりました。昔は順位を言ったりしていましたけど、今は全く言いません、ここ何年かは。私はやっぱりそうであろうと思います。

ですから、基山小学校の学力というか、そういう面は少し伸びてきて上位のほうに来ていますけれども、ただ、平均ですると、たかが——例えば、24問あって1問あるかないかなんですね。1問余計合っているかどうかとか。例えば、中学校はことし47問でした。でも、中学校の平均は順位でいうと佐賀県はかなり下ですよ。でも、じゃ、全国の平均とどのくらいかという、1問開いていないとか。だから、それよりこの子どもたちをどれだけ集団として引っ張り上げるかということが主だろうと思って、私はここ最近全く順位のこととは考えなくなったので、保護者に対しても学校通信では全く順位のこととか書かないで、この学校のこと、学力のこと、いわゆる学力調査で求めている本来の目的とか、それに沿ったもので、課題を見つけてそれに対処するために調査をするということで私も考えて、調査の目的に沿った考え方になっているなど自分でも思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ちょっと質問の仕方がおかしかったかもしれませんが、順位は私はおっしゃるとおり気にされない方針でいいということで、ただ、そういった回答、正答数でも構わないんですけども、非常に基山小学校は佐賀県平均から比べると割と学習的にはよくやられているのかなというようなことでの質問ということで、ただ、これは順位に関してはそういうお考えもありますけど、例えば、大阪市に関しては今最下位あたりに来ていますので、それから抜けるために学校の教師に対して成果を出さないと教員の給与査定に影響するとか、そういう話も出ます。それがいいか悪いかというのは別としてですね。

そういう中で、やっぱり順位での査定ではないとしても、保護者なり我々としてはそうい

う部分も一つの視野に入れて見ているというところは少しは御理解いただいて、ただ、それで査定しないということはもちろん、今、教育長がおっしゃったとおりだと思います。

教育長がそういうふうにおっしゃいますので、残り、1つだけ言わせてもらおうと、ちなみに中学校は2018年45位、2019年46位で、同じような正答率でいくと、去年が5位、ことしが19位というような形になっているんですよね。ですから、成果としてはその辺も我々は見ているというところは少し御理解いただければと思います。あと、学校の、今回、基山町の教育の基本方針というのも出されましたし、先生方も現場で一生懸命児童・生徒のために頑張られているということは尊重しておりますので、そういうところを御理解いただければと思います。

あと、このイのほうですけれども、中学校が3.3ポイントから本年度0.5ポイントに、平均よりはマイナスになっているけれども、向上が見られますということで、これは問題Bというところでの主として活用を問うほうの問題がうまくいろんな形で向上してきているというふうに書かれておりますけれども、具体的にどういった取り組みが成果を生んでこられたかということ、推測でも構いませんけれども。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

答えの中でも言いましたけど、今、小中一貫という授業、研究をやっております。その中で特に活用力を問う取り組みというか、そういういわゆる知識、自分の習得した知識をどのように使うかと。昔の教育は、私たちが受けた教育は、知識を習得して、していますといえばそれで丸だったんですけど、今は知識を習得したものをどのように使うか、そして、その知識はどういうふうに習得するのかと、その過程まで重視しています。ですから、そういうところがうまく子どもたちが反応してくれていると。

それと、何より教員の頑張りだと思います。基山小のほうが高いという結果が出て、どっちが頑張っているかという、私は若基小のほうがかんばっているんじゃないかと。もういろんな面で手を入れて、すごく頑張っていますよ。中学校もそうですけど。今は3校ともすごく共通して小中連携、小小連携しながら、うちはこういうことをやっていますということをお互いに情報交換しながらやっているの、そういうことは今後についてうまくいくと。

それともう一つは、子どもたちの意識が非常によくなっております。これはもう間違いなくよくなっています。自己肯定感、自分をよく見ると。これが全ての小・中学校ともよくなって、自分は将来の夢があるとか、いろんな面で頑張ろうと思うとか、そういうものが非常に全国平均より高く出て、そういうことが少しずつ伸びていく原因ではないかなと。

ただ、著しく伸びないのは、基山の子どもたちは勉強をしないと。勉強時間が全国平均より少ないと。これはもう、どれだけ働きかけても、馬に水を飲む気がないなら幾ら水場に引っ張っていったって飲まないのと同じように、なかなかしてこないですね。だから、宿題とかそういう決められたものはきちんとやってきます。ところが、自己学習というか、予習とか復習をしていますかということになると、がくっと減ってくる。ですから、そのあたりをこれから、地域の教育風土というか、そういうので変えていけば、もっと、それが秋田とか福井とかにはあるというふうに言われています。ちょっと話がそれましたが、済みません。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今おっしゃったことはわかりますけれども、英語に関しては後ほどの回答でもありますが、中学校英語教諭を小学校の英語専科教員として配置されてあるということで、その辺の成果は英語に関しては出ているのかなと思いますけれども、やはり小学校から中学校に移って、これだけの試験で少し、学力テストで下がっていくというのは、やっぱり少し何かしら工夫するところがあるんじゃないかなと思いますけど、それはさきに教育長がおっしゃいましたが、家庭学習の質の向上の取り組みというところで、これは学習状況調査の質問で、中学校の調査対象学年の生徒に対して、前年度までに家庭学習の取り組みとして生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えるようにしましたかと、先生側のほうからですね。それに対して、はい、よく行ったという回答率が、おっしゃるように福井県、石川県、秋田県、富山県は非常に高いというところがあります。

これもその流れでおっしゃったように、この回答のほうにもありますけれども、教育の基本方針の中にもありますが、家庭学習の質の向上の取り組みというところを非常に重点的に押さえています。ただ、よく家で勉強するのに、親からすると、余り細かく言わないで、とにかく勉強しなさい、勉強しなさいと言うだけで、具体的にどういう勉強をしたらいいかということがなかなか学校側から教えていただけないというか、伝わってこないというところ

はありますけれども、そういう方針の中でも非常に重点項目としていますが、その辺は今後どういうふうな形で家庭学習というところに力を入れていく予定でしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私は以前、学校にいたときに、子どもたちが勉強しないから、勉強する材料をやろうと、いわゆる宿題ですね。中学生を宿題でコントロールするというのは余りよくないことなんですけど、とにかく習慣がつくまではやろうということで、やったんですけど、そこで少しは向上してきましたけど、宿題は何のためにやるかという、授業でやったときにはわかったというレベル、あっ、わかったと。ところが、じゃ、一人でやってできるかという、持って帰って、あれ、あれ、余りスムーズに流れないなど。だから、それを補完するのが宿題それプラスアルファが自分の弱いところをもう少しやっていくとか、そういうことに対して、私は勉強しない子には、まず、やる時間を設定する、やる場所を設定する、それから、やる内容を設定する、この3つを一緒に子どもにやらないと絶対しないよということを言うんですが、このことについては校長会とかでも私の持論を言うんですが、やはり家庭それぞれの事情がありますので、なかなかこれも徹底していかないというところが。

ただ、目標を持った子どもは自分で乗り越えていくというのはあります。例えば、中学受験をしたいとかいう子どもは、小学校のときからそういうプラスアルファの勉強もしていきますし、中学校は受験というのがありますので、そういうことについても外からのそういう刺激で勉強するというふうになるということもありますけど、やはり自立的な学習というのはこれからも永遠の課題かなというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

例えば、秋田県だと秋田県式家庭学習ノートとか、そういったマニュアル的なものがあつたりしますよね。そういうものを持ち帰って保護者の方と一緒に勉強します。中学校になるとなかなかそういうのは難しいですし、私も余り中学校時代、勉強したことがないのでえらそうには言えないんですけども、今後のいろんな形でアクティブラーニングとか、そういう部分に関しましても知識を蓄えていくという部分ではやっぱり学校外での、家庭とかでの

学習というのは非常に大事になるんじゃないかなと思いますけれども、次の新学習指導要領のアクティブラーニングに関してもなんですが、この(1)のイとも絡んでいるんですけども、例えば、アクティブラーニングを今後、今までもやられていますし、非常に大事な学習だと思いますが、例えば、学力がいまいち伸び悩んでいるというところに対して、読解力とかに関して、いま一つ伸びていないんじゃないかという見解はお持ちですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

全国の意識調査の中でも、読書が好きな子どもは学力が高いというのは、この相関がはっきりしています。読書が好きな子どもは読解力が高いということが言えると思いますが、今の6年生の学力調査の問題を見て、何を聞いてあるんだろうかと、どういうふうに答えればいいたらいいかと、すごく難しいですね。私もあれを時々解いたりするんですが、1回で読み取れないです。何回か、三、四回読まないで、何と答えればいいんだろうと。ですから、読解力というのはこれからすごくいろんな面で、英語も含めて、必要であろうと思いますので、それにやっぱり読書とか、新聞とか、新聞は読みますかという調査もありますけど、最近ちょっと難しく、新聞はとっていないというところもあつたりしますので、読むというのがなかなか日常の生活の中で、ネットの中の字とかは見るけど、活字で読んでいるのかなという感じはちょっとしています。これからの課題だと思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今回、そのテストの調査に関してもそうですし、ある研究機関の結果でもそうなんですけれども、物すごく読解力に対して問題があるということで、そもそもこういう学力テストの問題を理解しているのかどうかということも指摘されるぐらいのところがあると思います。あわせて、アクティブラーニングをするに当たっては、事前にいろんな資料を調べたり、知識を——知識といいますか、学習をしなくちゃいけないんですけど、そもそも読解力がないのにアクティブラーニングなりをやっていっても、まず根本的なところを解決しないとそれが生かされてこないんじゃないかという見解もありますけれども、もう少しそういう部分では読解力に関して教育として力を入れていくということはお考えになられていますでしょうか。

か。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

アクティブラーニングそのものが読解力とは余りちょっと関係ないと私は思うんです。アクティブラーニングというのは、いわゆる主体的、能動的で深い学びと。それはどういうことかという、その極にあるのは、ただ座学ですよ。先生からの一方的な。これに対してのアクティブラーニングですから、子どもが主体になってやっていく。これはグループ学習であったり、それから、学び合いの学習であったり、調べ学習であったり、こういうのも立派なアクティブラーニングで、小学校は昔からやっていますので、取り立ててここでこうやらなきゃならないと、フィールドワークもアクティブラーニングの一つなんですけど。

ですから、深く考えないで、読解力をつけるためにアクティブラーニングをといるものなかなか、どういう関連性を持たせて授業をすればいいかというのはちょっと難しいところがあるかも知れませんが、いずれにしても、子どもたちが50分の授業の中で常に頭が働いている授業というか、座学って自分で休憩できるんですね。先生が一方的に言うから。そうじゃなくて、常にフル回転させているような授業がこれからは大切であろうと、切に思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ただ私は、おっしゃる部分は一部理解できますが、アクティブラーニング、例えば、ディベートとかをやるに当たっては、相手に対して自分の考え方で説得するためには、やっぱりいろんな資料を読み取らなくてははいけませんよね。その段階で、まず、その読解力がある、その文章の理解力がないことには、自分のきちんとした考えも伝えられないというところで、やはりアクティブラーニングにも読解力というのが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

次に移らせてもらいます。

今の英語教育に関してですけれども、これは放課後学習、週末学習等もやられて、英語、数学等にも力を入れられていますし、英語検定補助も行われていますので、積極的に取り組

まれているとは思いますが、今度、令和2年度、令和3年1月から大学受験で英語のスピーチのほうが入ってきます。その辺を踏まえて、小学校はちょっと難しいかもしれませんが、中学生あたりに英語教育に対して特別何か方針をお考えになられているところがありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ことしの全国学力調査の中に、読むこと、話すこと、聞くこと、書くこと、今までは読むこと、書くことばかりだったんですが、話すこと、聞くことというのが出てきて、ヘッドセットをつけて自分で言いながらコンピューターとやりとりして、問題があったんですよ。ちょっと何か完全にでき上がっていないなという感じはしますけれども、そういう流れの中で、これからの英語教育というのは評価もこういうふうにやっていくんだなということを感じますので、特に、自分の考えをまとめて英語で相手に伝えるという力を、ただ、今までの英語のスタイルでやると、なかなか難しい面がありますので、そこは工夫してやっていくべきだなと。それから、教育機器なども使ってやっていかなきゃいかんという感じはしております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ありがとうございます。回答もいただいておりますので、次へ進みます。

道徳教育に関してですけれども、回答をいただいております。道徳と倫理という考え方がありまして、倫理というのは、人間とはどうすべきかという基本的な原理原則という部分で、私の考えでは道徳というのは、倫理をベースにして世間を歩いていく、上手な歩き方として道徳を生かしていくということが大切なんじゃないかなと思いますけれども、2点伺います。

まず、先ほども家庭教育を言われましたけど、道徳に関して、家庭に対してどういったものを望まれているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育の原点は私は家庭だと、これは強く強く思います。生まれてからずっと育てていく間の。学校教育というのは、ある意味集団とのかかわりの中でどこまで高めていくかということであって、一人一人の子どもに道德心を与えていくのは親の役目だと思います。ですから、幾つになっても、親にまだ食べさせてもらっているときは、やっぱりそういう面では子どもの教育は親がアドバンテージを持ってやってしかるべきであろうということ、スマホの問題だってそうだと思いますけど、持つ持たせないというのは、みんなが持っているから持たせるとか、学校で決まったから持っちゃだめとか、そういうことじゃなくて、親がしっかり、うちはだめなんだと言えるような、そういう考え方もいいのかなと思ったりもしております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

そういったところはわかりますが、私が一番知りたいのは、例えばですけども、人と競争するとき、多少相手がつらい思いをしてでも勝ちなさいというような考え方を持つ親もいれば、みんなで仲よく、余り無理な競争をせずに、一緒に仲よくやっていきなさいというような価値観を持っている親もいると思います。そういった中で、そういった人間性を醸成するに当たって、学校の先生方はどういった回答をしていくのかというところがわかればお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

親の価値観というのは子どもにそのまま投影していきますからですね。親がいつも花を育てて、美しいね、こういうのはかわいいねと、ぬれている子犬はかわいそうだねと。ところが、親がこんなの何ともないと、こんなの踏んでもいいよとか、子犬が寄ってきて、うるさいと言って蹴飛ばすような、子どもの前でそういうことをやっている親には、そういう子しか育たないだろうと。ですから、それは極論ですけど、そういう両方のところから学校というのは集まってくるんですね。でも、学校というのはやはり万人が認めるような考え方を、美しい花を見て、これは美しくないと思いなさいなんて言えないし、困っている人があったら助けようよと、そういうような心を持つような指導というか、教育というか、するのは学校は当然

だと思っております。親が、うちさえよけりゃいいんだよ、困っている人はと。——ちょっと難しいといえば難しいですね。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

道徳は本当に難しい教科だと思います。

あと、エのほうのグローバル化に関してもそうなんですけれども、例えば、道徳に関して、全世界的にいろんな価値観の中で、道徳という言葉を入れていいのかわかりませんが、例えば、欧米に関してはキリスト教なり、中東でいくとイスラム教なりの宗教の考え方というのがかなり道徳観念にも入ってきているんじゃないかなと思いますけれども、日本に関してもやはり、全てじゃないですけど、そういったものが入り込んできていると思いますが、宗教と道徳教育に関してはどのように指導されていくおつもりでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私ははっきり申し上げますと、余りよくわかりません。ただ、国では、道徳の時間が宗教の時間にもかえられるというのはあるんですよ。ですから、新しい指導要領を見ていないんですが、これは6年生の道徳の教科書なんですけど、こういう国定教科書があつて、宗教の時間というのはどうなったんだろうと今言われていて、そう思ったんですけど、宗教でもちゃんと人はつくれるとか、ちゃんとしたと言うとおかしいですけど、特にキリスト教あたりはそうですね、なんじの敵を愛せよと。全てに優しく接するということでは、いいのかもわかりません。私は明確な答えとか、学校でそういう宗教のことというのは余り考えたことがなかったもんでですね。申しわけありません。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も、じゃ、これだという回答を持っているわけじゃないんですけれども、やはりグローバル化の中では、自分のアイデンティティーというところでは非常に宗教という位置づけは道徳観念とあわせて大切な部分だと思います。それを一つの宗教に限って学校教育で指導す

るというのは、それは問題があると思いますので、若干そういった考え方を取り入れていく、宗教という言葉を使わずに、そういう価値観という、あるいは歴史的な中での宗教の流れと
いうのを伝えつつ、その中から児童・生徒に対して道徳観念をつかんでもらうというような
考え方は私は大切じゃないかな、それがグローバル化に対しての人間の人材育成の部分にも
つながるんじゃないかなと思っております。

エのグローバル化や人工知能（A I）の活用による技術革新が進む中、児童・生徒に対し
て、どのような夢を伝えていくべきかということですが、プログラミング教育の重要
性は高いということで、これは私もそのとおりだと思います。

お手元に参考資料を2つお渡ししております。10年、20年後になくなる職業トップ25と、
10年、20年後まで残る職業トップ25、まず、なくなるほうですね。これは10年後というこ
とは、小学生の高学年ぐらいからこういった職種、職業、これはA Iの発展によってなくな
っていく職業じゃないかなというふうに言われています。これは25種類出ておりますけれど、
実際には、オックスフォード大学の研究チームがA Iによって今後なくなる職業というこ
とで102種類に分類して、そのトップ25です。

10年後から20年後に、この102種類の約半数、47%の方がこういう職についていると職を
失うんじゃないかというふうなことが推測されております。あわせて、もう一つの残る職業
というところでは、書いてあるとおりですが、医療系なり、人とのコミュニケーション
ですね。A Iだと四則演算ですから、理論とか確率とか統計とかそういうものに強いとこ
ろの仕事に代替されるということで、なくなるトップテンの中には、例えば、城本図書館長
も非常に、10年後はもう引退されているかもしれませんが、11番目には図書館司書の補助
員とかというのはもう淘汰されるんじゃないかというような話も上がっておりますし、20番
目には銀行の窓口係とかというのもありますけれども、いろんな業種での窓口業務が簡素化
されてなくなっていくんじゃないかなというところも出ております。

そういう中では、全体的なまとめにもなりますけれども、やはり試験でも、学力テストで
もありませんけれども、単なる知識じゃなくて、今後、読解力等を含めて、アクティブラー
ニングですね、いろんな形で自分の考えをしっかりと持っていくような学びを多くしていく
ことは非常に大事だと思います。そういう中では、今の学校教育方針とも重なる部分
はあるかと思いますが、職業に関して、これから小学生とかに夢を語るという部分では、
こういった事例もありますので、先生方として将来の職業とかということに対して、どうい

うことを伝えていったらいいかとかというお考えは、こういうデータを見られてお考えがあればお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

正直に言いまして、質問をもらったときに、どういうふうに答えればいいんだろうと、よくわからなかったんですが、これを見たら、消えていく職業を見たら、なるほどと、これを見たらもうちょっと違う書き方をしたかもわかりませんが、それでも、ここに書いてあっても、なくなる職業の中でも、人がいないとできないのではないかと、時計の組み立てだって、それは新しい時計の組み立てではあるかもわかりませんが、私も昨年、古い、もう40年ぐらい使っている時計をオーバーホールしたんですけど、1万8,000円かかったんです。動いてはいたんですけど、オーバーホールで。ですから、これは絶対人間じゃないとできない。こうであるけれども、人間にしかできない技能というのはまだたくさんあるよというふうに、なくなる職業の中で子どもたちと議論をしたいという感じはします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

参考例ですので、私も10年先はよくわかりませんが、こういったことが危惧されているということで御参考程度に目を通していただければと思います。

大変な時代に小学生の方たちも突入していくかと思えますけれども、ぜひ教育も新たな学習指導要領で大変になるかもしれませんが、ぜひまた児童・生徒のために御尽力いただければと思います。

続きまして、ひきこもりや生活困窮者の孤立防止策について質問を進めさせていただきます。

推計では、この統計のとり方も、私もどの程度基山町において取り入れていいのかどうかというのはわからないところもあるんですが、推計で80人ということで、80人までないにしても、やはり潜在的なひきこもりの方はいらっしゃるんじゃないかなと思います。

後日、重松議員も8050問題とかでこの問題の一部、質問をされると思えますけれども、この前、たまたま8月26日に全国ひきこもり支援基礎自治体サミットというのが開催されました、そこで全国ひきこもり支援フォーラムもあわせて開催されました。そこに足を運びまし

た。そのときに、岡山県総社市、それと群馬県安中市、愛知県豊明市、滋賀県守山市、山口県宇部市の首長がそろわれて、このひきこもり問題に対していろんな意見、あるいはフォーラムで違う団体等、大学の先生等のフォーラム等もありました。その中で、総社市の市長は、地域福祉の最後の課題だということで、見過ごしてきた自治体の責任は大きいんじゃないかということで、そのひきこもりのサポーターテキストというのを購入してきました。

まず、ひきこもりの内容ですけれども、ひきこもりという定義は、6カ月、一定期間以上の社会参画のない状態とされ、日本においてひきこもりという状態が社会的に認知されるようになって20年がたちます。個人の問題でなく社会の問題、個人責任を超えたさまざまな外的要因による発見ということが明らかにされたんですけれども、世間では原因や背景、支援の必要性などの理解が進まず、依然として個人、あるいは家族の問題として見られていると。

私も当初、このフォーラムを聞きに行くまでは、やっぱりひきこもりというのは本人の問題、あるいは家族の問題なんじゃないかというふうなことを考えておりましたが、いろんな形で、やはりこれを早い段階から対策を打っておかないと、結局、そういった40代、50代の方が就職もせず、ひきこもりになったまま、生活保護など社会保障を圧迫してくる可能性があるんじゃないかということで、県のほうとのタイアップも進められているというふうには回答をいただいておりますけれども、就職の部分は先ほど町長がおっしゃいましたが、少しでもダブルケアとかそういうことも含めて、町として何かしらの対策をとっていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

やはり安心して相談できるような機関が必要だと思われます。まずは、社協には無料弁護士相談とか心配事相談とかあります。また、先ほど議員も言われましたけれども、佐賀県に設置されているひきこもり地域支援センターというところでも相談を受け付けておりますので、そういったところにつなげていくといった取り組みを行っていきたいと思っております。

また、そういった相談機関があるといった情報発信というのはすごく重要だと思っておりますので、そういった周知的なところにも力を入れていきたいとは考えているところです。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

県のほうでも2カ所連携しているというふうには伺っておりますが、ひきこもりの方というのは自分から相談しに行くようなタイプの方じゃないんですよね。名前のとおり、家庭内に引きこもっている。そうすると、こちらから出向いて何かしらの対応をしないと問題が発覚しないし、対処もできないということですけど、その点に関してはどうお考えですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

佐賀県のセンターのほうでちょっと聞き取りをさせていただきましたところ、やはり議員がおっしゃられるように、御本人がセンターのほうに直接相談というのはなかなか少なく、家族の方が相談に来られる場合もあるんですけども、電話連絡でされる場合も、佐賀市内のほうになりますのでちょっと距離もありますのでですね。そこから、センターのほうから御自宅のほうに向かわれるといった丁寧な対応を行っているというようなことをお聞きしております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

いろんな負担がふえるのは問題かもしれませんが、特に民生委員、児童委員とか、社会福祉協議会、あるいは地域包括支援センターとかというところも携わってくるのかもしれませんが、やはりこれは積極的にこちらから何かアクションを起こさないことには問題解決の糸口はつかめないというところがあると思うんですよね。

ことし、民生委員は23名程度でしたか、交代されるということで、以前、補助員もふやしていただいて、民生委員の活動の手助けをされていると思うんですけども、そういった中でこういう活動でまた負担がふえるというのも問題でしょうけど、もう一つは、17区分した行政区がありますよね。各行政区でのコミュニティというのがありますから、そういったところを生かして進めていくということも大切なんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

町の民生委員のほうにもそういった情報は入ってきているということで、民生委員児童委員協議会のほうで、先ほどの佐賀県生活自立支援センターのほうから少しセンターの内容等を説明いただいております。そこから、民生委員を通じて相談につながったという事例も聞いておりますので、やはり民生委員にもそういった地区の細かい情報が入ってくるとは思いますので、そういったところとの連携も進めていきたいとは思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今後、先進地事例を参考にされると思いますけど、例えば、滋賀県守山市に関しては、52名のひきこもりの相談者がいらっしゃって、相談件数が310件で、いろんな支援体制を行って就労に結びつけた人数が8名というような、こういった具体的に成果を出しているような自治体も、これはほかにも、宇部市は相談件数2,135件で、就労、復職等で25名の成果を出されているとか、こういったひきこもりに対して積極的に取り組みをやられているというところもあります。

本当にこれは、私みたいにメタボでケアをしなくちゃいけないとかというような目に見えるものならいいんでしょうけれども、なかなか見えてこないところで、最終的には非常に、何度も繰り返しますけど、社会保障費に負担が大きくなると。それがちょうど2025年問題以降からあわせて出てくるような可能性もあると思いますので、町長に伺いますけれども、町としてその辺をもう少し、県のほうとも連携をとるとするのは今の段階では大事でしょうけれども、私は早い段階で進めていったほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、これは高齢化の話の中で整理していくのが私は一番いいと思っています。なぜならば、基山町の高齢化率はまだ30%ってないんですね。ところが、ひとり暮らしの高齢者世帯は既に12%を超えています。そして、高齢者だけの世帯でいえば40%を超えているという状況になっています。これは全国の中でも基山町は特殊な例だというふうに思います。後日また、8050の話が出てきますけれども、その8050も、下のほうが50の間はまだ、上が80で、まだ元気なんですけど、それが9060になったらいよいよ厳しくなるんですね。

そういう意味でいうと、まずは高齢者のみの世帯についての対応をこれから考えていく中で、ひきこもりもチェックしていくというのが、ひきこもりのチェックをやり始めると、これは誰でもそれに対して素直に開示していただけるかどうかというのはわかりません。ただ、町でやるべき話はこれから高齢者だけで住んでいる、特にひとりですけど、高齢者だけの方たちに対してどれだけ町のほうから働きかけができて、その辺の実態がわかるかというふうな問題になってくると思いますので、まずはそこから始めたいと思います。

そういう中で、やっぱり働ける人はいっぱい働いてもらうのが大事だと思いますので、先ほどの総社市も高齢者雇用にすごく力を入れていて、全国のモデルになっておりますので、基山町もまず働ける人はいっぱい働いてもらうというふうな形をとっていく必要があって、それに生活保護であったり、病院関係であったり、そういったものを組み合わせていくということで、分解していきながら問題を解決していかないと、この問題はなかなか解決できないんじゃないかというふうに思っております。

いずれにしても、ひとり暮らしの高齢者対策をやる中で、高齢者だけの世帯の対策をやる、そして、その中にひきこもり対策が出てくるというふうな順番で展開できたらいいと思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

まさにおっしゃる、私も先ほど申し上げた、これ一つだけではなかなか町だけで対処していくというのは非常に難しいと思いますので、ダブルケアという部分で、高齢者の方とあわせて、そういった要素がある人、発見しましたらすぐ対処しましょうとか、そういうふうなぼんぼんといく形じゃなくて、潜在的な方をまずそういう高齢者とあわせて調べていって、今後どういう対処をしていくのが適切かということを考えていただければなと思います。

あとは、サポーターとかもありますので、そういった形を町としてどういうふうに取り組んでいけばいいかということもあわせてお願いを申し上げて、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時8分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本勉議員の一般質問を行います。天本勉議員。

○2番（天本 勉君）（登壇）

皆さんこんにちは。ただいまから一般質問をいたします2番議員の天本勉でございます。傍聴席の皆様、お忙しい中に傍聴に来ていただきまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項1、若者の定住促進を図るためのさらなる企業誘致の推進について質問いたします。

第5次基山総合基本計画では、「利便性の高い地域特性を活かし、関係機関と連携を強化して、地域に根ざした未来を担う企業誘致を目指し、人口増加やにぎわいにつなぐ」とうたわれております。

また、企業誘致の推進については、産業用地を含めた市街化区域の拡大に努めるとありますが、現在、具体的にどのような取り組みをされているのか、お尋ねします。

具体的に、(1)地域未来投資促進法に基づく県の基本計画においては、佐賀県全域が促進区域に位置づけられており、その中で重点区域として基山町では8地域が指定されております。この区域での企業の進出状況はどうか。また、未利用地はあるのか。

(2)進出企業への優遇措置は、どのようなものがあるのか。

(3)産業用地を含めた市街化区域の拡大とありますが、どの区域を想定してあるのか、お尋ねいたします。

質問事項2、令和元年7月21日の豪雨による被害状況及び昨年度豪雨災害の復旧状況について質問いたします。

7月21日未明から降り出した大雨について、町の報告では降り始めからの総雨量が231ミリ、時間最大で5時から42ミリ降ったと報告がなされました。今回の被害状況と復旧の見通し並びに昨年度豪雨被害の復旧状況はどうか。

(1)ことし7月の大雨による被害状況及び復旧の見通しについて。

(2) 昨年度の豪雨災害の復旧状況及び今後の見通しについて。特に、治山事業と亀の甲ため池の見通しについてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

天本勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、若者の定住促進を図るためのさらなる企業誘致の推進についてということで、(1) 地域未来投資促進法に基づく県の基本計画においては、佐賀県全域が促進区域に位置づけられており、その中で重点促進区域として基山町では8地域が指定されている。この区域での企業進出状況はどうか。まだ未利用地はあるのかということでございますけれども、平成29年9月に地域未来投資促進法に基づく県の基本計画が国からの同意を受け、基山町では8地域が重点促進区域として位置づけられました。

この地域への企業進出としましては、基山グリーンパークで工場建屋の増設に伴い、進出に関する協定を1企業と締結し、また、第2立野工業団地の周辺への企業誘致によって、進出に関する協定を2企業と締結しました。

重点促進地域は、既存の企業用地を指定しており、企業の増設や、新たな設備投資等に対応できるように配慮しているもので、企業進出の申し込みがまた別の地域でもあれば、区域の拡大追加も可能でございますので、そういったことを考えているところでございます。

(2) 進出企業への優遇措置は、どのようなものがあるのかということでございますが、地域未来投資促進法に基づく支援措置は、地域経済牽引事業計画を作成し、佐賀県知事が承認した事業者に対して法人税の支援措置や金融による支援措置等がございます。

また、佐賀県の優遇措置には、佐賀県工場等立地促進補助金で交付される立地促進奨励金や雇用促進奨励金がございます。

基山町は、佐賀県の企業立地促進特区の指定を受けておりますので、進出に関する協定を締結した企業を対象に、佐賀県の優遇措置に加え、固定資産税相当額を交付する奨励金及び企業立地促進特区補助金の制度を設けております。企業立地促進特区補助金には雇用奨励補助金や単年度型補助金、複数年度型補助金があります。

さらに、本町独自の制度として、佐賀県企業立地促進特区の要件に満たない投資額の企業

に対する企業立地奨励金や既存事業者の増設や移設の投資に対する立地企業活性化補助金がございます。

(3)産業用地を含めた市街化区域の拡大とあるが、どの区域を想定しているのかということでございますが、現在のところの特定の区域はございませんが、基山町総合計画で企業誘致の推進として、市街化区域、産業用地の拡大に努めることとしておりますので、今だと先ほどから議論になっていきます地区計画を活用して産業用地の拡大を図ることになります。

地区計画となりますと、地権者の全員同意というのが最前提になりますので、先ほど特定な区域はございませんと申しましたけれども、まずは第1にそういう地権者の完全同意というのがあって、あと地区計画を張れる地域であるかどうかというのが、その次に出てくるというふうになると思います。

2、令和元年7月21日の豪雨による被害状況及び昨年度の豪雨災害の復旧状況についてということで、(1)ことし7月の大雨による被害状況及び復旧の見通しについて示せということでございますが、町道の被害状況は、塚原線、鎮西隈線の2カ所と、土砂撤去等を行う町道小浦・長葉山線ほか10カ所です。また、道路の法定外公共物では、法面が崩壊しました白坂地区の1カ所です。

農地では、田の1カ所に被害がありました。農業用施設では水路護岸被害の2カ所です。

林道では、岩坪線の法面崩壊が1カ所、そして、一の坂・河内線で法面崩壊と路肩崩壊した1カ所です。

復旧については、9月補正で予算を計上し、国費の災害復旧事業と対象にならないものについては、町単独事業による災害復旧を行ってまいります。

(2)昨年度の豪雨災害の復旧状況及び今後の見通しについて示せ。特に、治山事業と亀の甲ため池の見通しについて示せということでございますが、昨年度の豪雨災害の復旧状況は、農地災害全体で152カ所のうち、151カ所の復旧が完成し、本年度復旧の1カ所については、来年1月に完了予定です。

水路施設では、全体70カ所のうち、69カ所の復旧が終わり、残りの1カ所が9月末に完了する予定でございます。

道路災害では全体71カ所の復旧が完了したところでございます。

林道については、昨年度の豪雨災害の31カ所、60工区の全てが過年度災となり、そのうち

4カ所は工事が完了し、残りの27カ所も今年度中に工事が完了する予定でございます。

続きまして、亀の甲ため池につきましては、当初3分の2程度を埋めて、崩壊のリスクを低減する方法を検討しておりましたが、国や県の補助事業の対象にならないことが判明しましたので、方針を転換し、早急にまず災害復旧工事を行い、来年の稲作の作付に影響がない2月までにその災害復旧工事を終わるという予定を考えているところでございます。

その後の対策については、またその後に考えるということは今考えております。

治山事業については、町が事業主体である農林地崩壊防止事業の白木谷地区の1カ所、中山地区の2カ所の計3カ所については、2カ所が完了し、残りの中山地区の1カ所は9月中に完了を予定しております。

また、県が事業主体でございます災害関連緊急治山事業の坊住地区、丸林地区については、前回の入札がともに不落になって、8月に改めて入札が行われましたが、これも残念ながら、不落となり、現在、県で今後の対応を検討しているということでございます。

基肆城跡の災害復旧については、基山（きざん）山頂部分の崩壊箇所への復旧と水門跡周辺の土砂撤去を行いました。今年度は管理道路、そして史跡めぐりコースの復旧を行い、来年度に水門跡周辺の環境復元まで行う予定にしているところでございます。

なお、地元の関心が高い住吉神社につきましては、令和2年度に復旧工事のための設計を行い、令和3年度に復旧工事を行う予定で地元の方々との協議を進めているところでございます。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

まず、若者の定住促進を図るためのさらなる企業誘致の推進についてお尋ねします。

今、御回答がありましたように、佐賀県及び県内20市町においては、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定いたしまして、平成29年9月29日に国の同意を得まして、計画期間が令和4年度末日までになっており、佐賀県全域が促進区域に設定されております。

計画の目標として、製造業を中心とした企業集積を後押しすることにより、産業の活性化や地場産業への波及効果を目指す。波及効果の目標として、1件当たり35億5,700万円の付加価値をつける。6分野に分かれておりますけど、地域経済牽引事業を50件創出し、この促

進事業によって、県事業によって1.36倍の波及効果を与えて24億1,800万円の付加価値を目指すとされております。

本制度の活用を希望する場合、同計画に基づく牽引事業を計画を策定して、知事の承認を得ることで課税の特例などの支援措置を受けることが可能となっておりますけれども、具体的な支援措置はどういうものか、お尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

地域未来投資促進法に関する支援措置についてでございますけれども、支援措置のメニューとしましては、予算による支援措置ですとか、税制による支援措置、それから、金融による支援措置などがございますが、全国的にも事業者が希望する支援措置としましては、地域未来投資促進税制の活用希望が非常に多いということで、具体的には税制についても支援措置の御説明といたしますか、御紹介をさせていただきたいと思っております。

地域未来投資促進税制で優遇措置の対象となりますのは、機械装置などの取得をした場合には、40%の特別償却または4%の税額控除、それから、機具や備品についても同じく40%の特別償却または4%の税額控除が受けられることとなっております。

さらに加算がございまして、直近の事業年度で付加価値の増加率が8%以上ある企業の場合には、さらに10%上乗せを、特別償却には10%上乗せをいたしまして50%の特別償却、または税額が1%上乗せがございまして、5%の税額控除が受けられるということになっております。

また、建物や附属設備、それから、構築物の取得につきましては、20%の特別償却、または2%の税額控除が受けられることとなっております。

要件などがございまして、先進性を有することということが大前提でございますけれども、投資総額が2,000万円以上のものでありますとか、前年度の減価償却率が10%を超える投資額が必要であるとか、細かい要件がございますけれども、そのような要件を確認しながら、税額の控除が受けられるということになっております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

基山町の町内企業に対し、本制度の活用について周知はされているのか、また、基山町内で承認された企業があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

周知はなされているのかということでございますけれども、企業のほうより、新たに設備投資をしたい旨の御相談がありましたときや、緑地の緩和などの措置を受けて工場を増設したいというような御相談がありましたときには、個別によくお話をお伺いして、御紹介をするようにしておりますけれども、基山町で承認された企業があるのかということでございますが、基山町では地域未来牽引企業として、地域経済牽引事業の担い手候補となる地域の中核企業ということで、地域経済の影響が大きく成長性が見込まれるとともに、地域経済の中心的な担い手となっている企業として、選定された企業がございます。その企業は基山町では日本タングステン株式会社、それから、田口電機工業株式会社、それから、田中鉄工株式会社と鳥飼建設株式会社、それから、事業所がございます佐賀酒類販売株式会社などがございますけれども、これはあくまでも地域未来牽引企業として認定になっているものでして、牽引計画を策定している企業は、この企業のうち、日本タングステンと田口電機工業というふうになっております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

この計画において、基山町が重点促進区域として8地域指定されております。具体的に基山町工業団地、その周辺、それと立野……

○議長（品川義則君）

天本議員、マイクの前にお願いいたします。

○2番（天本 勉君）

立野・野口工業団地、その周辺、第2立野工業団地及びその周辺、基山グリーンパーク、ほかありますけれども、8カ所指定されております。

区域の設定の理由として、流通、製造等の企業集積や、すぐれた交通アクセスを活用して成長ものづくり産業を推進するために重点促進区域と設定したとあります。

重点促進区域ということで指定したことで、促進区域とは違うメリット、何か違う支援措置があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

まず促進区域としては、県全体が促進区域というふうになっておりまして、これは行政区単位などで設定されることというふうになっております。

それから、重点促進区域としては、今議員が御紹介いただきました基山町では8区域が指定されておりますけれども、これは旧市町村単位や字単位などの面として指定した区域が8カ所、それから、重点工場立地特例対象区域としての区域がございますけれども、これはそれぞれの地番、ピンポイントで地番を指定したものでございますので、全体を合わせますと、今既にある企業を指定しているということでございます。

その指定されたところに支援措置があるのかというような御質問だったと思いますが、その中では基山町の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例というのを制定しておりまして、その中では促進区域における設備投資についての当該固定資産税相当額の免除ができることとなっております。

それから、同じく地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく規則を定める条例ということで、工業団地の緑地の緩和などを定めているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、御安心いただきたいのは、今回、ここで重点8カ所は、逆に言えば、今ある企業で、特にこの対象に手を挙げてさっき2者は認定されたというふうな話がありましたけど、ほかの企業も含めて、その手を挙げるときに認定になりそうな企業があるところの地域は全部指定しました、あるところはね。そして、そこから広げた形で面になるところを対象にしたということでございます。

ほかに残念ながら、今あいている産業団地はないので、指定しようにもできなかったもので、先ほど答弁の中で答えたように、もしこれを今後地区計画等で新たな団地をつくって、そこ

にこれの対象になるような企業が進出してくるような場合は、そこは追加指定がすぐにできるというふうなことになっていますので、そういう意味では、この8地域以外は大丈夫なのかという心配であれば、それは大丈夫ですという、そういう答えになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

企業が課税の特例などを受けた分、町としては、法人税の収入が減ると思います。その減った分、町に対し、交付税措置などの支援が国からあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この地域経済牽引事業として、町が固定資産税を減免したときに、その減収分の75%を普通交付税で補填しますという制度はあるんですが、ただ条件が、その市町の財政力指数が0.67未満というのが条件になっておりますので、基山町は今回0.7でしたので、この制度自体はちょっと該当いたしません。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

わかりました。該当しないということですね。残念です。財政力が0.7ということで、お金を持つところにはやらんということでしょうけれども、工業立地特例対象区域として、大字小倉とか長野とか、宮浦とか、地番をずっと書いてありますけれども、3地域が指定されております。具体的な場所というのはわかりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

工場立地特例対象区域として基山町では小倉、長野、宮浦、園部など、地番で指定しておりますけれども、先ほど重点促進区域について御説明を差し上げたところでございますが、その重点促進区域の中の地番ということでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

わかりました。この制度について、町のホームページを確認しましたが、確認ができませんでした。まだ町内には地域を牽引していける企業があると思います。整合はしてありませんけれども、基本計画の計画期間が令和4年度末、税制の促進税制適用期限が令和2年度末までとなっております。県のほうは掲載されておりましたけれども、詳しくは町のホームページを確認してくださいでも結構と思いますので、町としてもこの制度をホームページ等に掲載して紹介していくべきだと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

議員御指摘のとおり、ホームページの中には詳しく説明を現在載せていないところがございます。説明会などでは紹介をしているところですが、ホームページの中にも基山町の制度を紹介といいますか、PRをしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

よろしく願いいたします。

次に、進出企業への優遇措置についてお尋ねいたします。

マスタープランでは、「利便性の高い地域特性を活かし、関係機関との連携を強化して地域に根差した未来を担う企業誘致を目指し、人口の増加やにぎわいにつなぐ」とうたわれております。企業立地の促進については、基山町企業立地促進等に関する条例及び同規則において規定されておまして、第3条、第4条において奨励措置の対象や措置について規定されております。

その中で、雇用奨励補助金がありますけれども、その内容について具体的にどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

雇用奨励補助金についてでございますが、この補助金は基山町に進出に関する協定を締結していただいた企業の中で、締結していただいた日から補助金を申請していただくまでの間に——失礼いたしました。操業開始後1年を経過した後の3年以内に1回交付をするようにしている補助金でございます。新規に地元から雇用をした場合に、1人当たり50万円の補助金、加算がございまして、新設または増設に伴う新規雇用によって町内に住所を移した人に対しましては、加算で、その人数に20万円を足したところで、住所を動かして地元で雇用していただいたという場合には、だから、1人当たり70万円の補助金を交付することとしておりまして、申請の日までの間に1年以上住所を有しているというような方、従業員が対象というふうになっております。

また、配置転換で町内に住所を移した方、新しく地元から雇用をした方ではなくて、本社から、例えば、基山町の支社のほうへ配置転換で来られた方、そういう方に対しても1人当たり20万円の雇用の補助金を出すこととしております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

地元雇用が人数掛け50万円、それと新規雇用で町内に移住したら加算で人数掛け20万円、また、移動で町内に移住した者だと20万円。いい制度だと思います。県の雇用促進奨励金、いただいたパンフの中に、これが1件、1人当たり100万円とありますけれども、これも該当するかどうかお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

基山町は佐賀県の特区の認定を受けておりまして、佐賀県が定めております要件を満たす企業については、佐賀県のほうの補助金などの優遇措置と、基山町の補助金と両方合わせて交付を受けられることとなっております。

基山町のつくっておりますパンフレットを議員お手元にお持ちでいらっしゃいますけれども、その中には県のほうの「雇用促進奨励金1人当たり100万円限度なし」というふうに記載しておりますが、ここは実は県のほうとしましては、新規に雇用された人数に応じて段階

がございまして、新たに雇用されました1人目から49人目までは50万円、それから、50人目から99人目までは75万円、100人目以上は100万円、佐賀県のほうの雇用促進奨励金はそのような制度となっているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

定住促進を図るためにも本当によい制度だと思います。地元雇用とか移住者がふえるなら、基山町としてはまだ金額を上げてよいのではないかと個人的には思います。

さっきもちょっと1点、条例の中にこの雇用奨励補助金の対象として特例対象者であることと規定されておりますけれども、これは具体的にどういうものかお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

特例対象者というふうに記載しておりますのは、佐賀県の奨励措置を受けることができる事業所ということでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

ぜひ今回、黒谷の地区計画で進出予定のある業者にもこの制度をしっかりと説明していただいて、どうか地元雇用につながるようよろしくお願いいたしますと思います。

次に、質問事項2に移ります。

令和元年7月21日の豪雨による被害状況及び昨年度の豪雨災害の復旧状況についてお尋ねいたします。

まず、(1)今年7月の大雨による被害状況及び復旧の見通しについてお尋ねします。

先ほど8月5日の全員協議会では、河川の被害の報告もあったと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

一応まだ河川のほうは河川事業として確認をされております。こちらのほうでちょっと確認がとれませんでしたので、今回こういう形で町の事業として挙げさせていただいています。

ただ、河川としてまだ確認がとれていない部分でも3カ所があるというふうに伺っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

21日の当日、末次議員と基山町の被害状況についてどうなのか見て回りました。実松川の増水がやっぱり私自身は恐ろしく感じました。基峰鶴のあたりはまだまだ余裕があったんですけれども、基山中学校の北側ですね、浸水防止で土のうを積んでありますけれども、天端まであともう少しでした。実松川の改修が終われば、そこら辺は少し改善されるのではないかなとは思いますが、実松川改修の区間は大体どこまでかと、いつごろから工事が始まるのか、お尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

実松川の、まず全体の計画といたしましては、下流が秋光川の接続となります。上流では、基山保育園の上流側の井堰までが河川改修の拡幅の対象となっております。その全体の中から1工区が今、秋光の県道の交差点ですね、秋光川から交差点まで、さらに2工区として、その秋光の交差点から残りの基山保育園ですね——がなっております、今1工区を地権者との協議をされておりますので、それが若干時間をとっておりますけれども、その後工事計画というふうになっております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

具体的に工事がいつごろかというのは、まだわからないんですかね。そのあたりどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

工事につきましては、今、用地がまだ若干残られておりますので、こちらを急ぎやられてはおりますけれども、それが終わり次第ということで、もう準備をされているというふうに伺っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

よろしく申し上げます。

基山中学校の北側あたり、土砂が堆積して河川断面が狭くなっております。向平原からの県道からこういう水路がクランク状態になっている箇所もございます。河川改修が保育園のちょっと上流ということでしたら、そこは対象外ということになるんでしょうけれども、何かしゅんせつかなにか、そのあたりは必要ではないかとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今言われましたクランクのところも、たしか災害で行った後もしゅんせつをしていただいております。そこにつきましては、井堰のその部分、今言われているクランクの部分だったんですが、全体的にも塚原線の橋まで、ちょっと数年前に行っておりますので、鋭意それは地域とお話をさせていただきながら、要望も含めて町のほうも県のほうにお願いをしております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

よろしく申し上げます。

次に、冠水対策についてお尋ねします。

町道881号線、南長浦3号線、あの白坂の村中から、けやき台駅に抜ける道路があります。沿道に開発による住宅が5軒建っておりますけれども、その道路脇にけやき台の雨水の一部が流れ込むような設計になっておりまして、ためますがございます。このためますが大体コ

ンクリートぶたが50キログラムぐらいはあろうかと思っているんですけども、ああいった豪雨のときには水圧で動いております。豪雨時には土砂等が家屋に流れ込んで、側溝だけではもう排水できずに、土砂等、宅地の中に200ミリ、20センチぐらいが冠水する状態が続いております。

私はそのこのコルゲート管の600ぐらいを埋設して、抜本的な排水対策が必要ではないかというふうには考えておりますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

冠水をしたところにつきましては、そういった検討もさせていただきたいと思っております。ただ、ここにつきましては、末端のほうは昨年度の災害で一応水路の復旧はしておりますので、多分そのほかにまた原因があると思っておりますので、その辺をちょっと調査をしたいと思っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

豪雨のたびに冠水する状態だと、やっぱり住民の方も大変だろうと思っております。本当に現場を確認していただいて御検討方よろしくお願いいたします。

それでは、次に(2)昨年度豪雨災害の復旧状況及び今後の見通しについてお尋ねいたします。

6月の議会でも答弁いただきましたけれども、先ほどの答弁では、農地災害全体で152カ所のうち、残りが1カ所で、1月に完成予定。水路施設では、全体の70カ所のうち、残り1カ所が9月末に完了予定。道路災害は全体で71カ所、完全復旧。林道については、昨年度の豪雨災害の31カ所、60工区全てが過年度災となって、そのうちの4カ所は完了しているけれども、残りの27カ所が今年中に完成する予定であるという答弁でございました。大変でございますけれども、よろしく申し上げます。

今現在、ちょっと地元になるんですけども、丸京線の排水事業を進めておりますけれども、石ばかりで大変だと思うんですよね。本当に工事もなかなか進まない状況で、工期はもう過ぎておろうと思っておりますけれども、大体工期はいつぐらいまでになっておりますでしょうか。

か。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

工期のほう、ちょっと工期変更をさせていただいております。というのは、今おっしゃったように、非常に石の中で、地下水が最近でもよく雨が降りますが、雨が降ると地下水がかなりふえてまいります。今、その対策を同じくやりながら、現場対応を柔軟にしながら、工事を進めさせていただいておりますので、8月末にも隣接の地元の方に説明会という形でそういった状況を説明しながら、ちょっと時間がかかっていることに対しても御説明をさせていただいております。

今後、そういったちょっと水が多いという特異的な状況と、また上流の治山が終わっていない関係で、雨で一気に流れてきて、工事の途中の分が流れるというものも出ておりますので、その辺も地域の方との協力を得ながら、しっかりと対応していってまいりますので、今、そういった形で9月末日で工事を進めさせていただいております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

7月21日の豪雨のときにも担当者は現場を確認しながら、状況を見ながら来てありました。危ないから近寄ったらでけんよと言いましたけれども、やっぱり現場を確認しながら責任を持って一生懸命進めてありますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次に治山事業による災害復旧についてお尋ねします。

町事業で3カ所のうち残り1カ所、中山地区が6月中に完成ということで、県事業の災害関連緊急治山事業、坊住・丸林地区については2回続けて不落ということでの答弁でした。早く業者が決まってもらいたいなと思っております。

仕事が多くて受けられないのか、入札額が低いのかわかりませんが、町からの後押しをよろしく願いいたします。

1つ私が、一番心配しておるのは、この前の6月議会でも質問をさせていただきましたけれども、水門の後の町道を今きれいに整備していただいております。水門跡の、以前、砂防ダム工事で埋設した1.5真四角のボックスカルバート、下流から見ると1.5平米ですか、2.25

平米、でも、上流側に行くと、転石で詰まって、もう1平米ないぐらいです。ですから、今度の大雨でまた流木が詰まって、道路を洗ったら、またせっかくの道路が壊れはしないかと危惧しております。そのあたりはどうか、整備はされるということでしょうけれども、あそこを改修するなら、ある程度治山事業が終わって改修されたが、やっぱり一番いいだろうと思うんですけども、そのあたりはどんなふうを考えてあるんでしょうか、よろしく願います。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

地元の方と水路の関係者の方と実際に歩いて回らせていただいて、今言われたような御心配も伺っております。

町としても、そこにつきましては、詰まらないような形になるように計画を現在持っております。ただ、先ほど言われますように治山事業の部分が決まっておりますので、ただ、その前に行く必要もある部分があるのではないかというふうに思っていますので、そこは今後、県とも、地域の方ともお話を進めながら、余り長くならないようなところで、計画を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それでは、亀の甲ため池の復旧状況についてお尋ねします。

先ほどの答弁では、3分の2程度埋めて、崩壊のリスクを低減する方法で検討していたけれども、補助対象にならないということが判明したので、早急に災害復旧工事を行って、来年の水稲に影響が出ないように完成を目指すという回答でした。

本当に災害から1年2カ月、もう14カ月経過しているんですね。私はもう県道をいつも通るたびに、まだブルーシートで覆われて、基山弁じゃ、みたんなち思います。まず、大体地元とやっぱり町が協議するじゃなかですか、まず。そして、それを受けて関係機関と協議していきますよね。何回か、それを受けながら、キャッチボールしていくじゃなかですかね。そういうキャッチボール、大体今まで何回されたのか、お尋ねします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

亀の甲ため池の復旧については、住民の皆様、議会の皆様に大変御心配をおかけしていることは申しわけなく思っておりますし、我々も道を通るたびに心が痛いというか、早く対応しなければならぬということで全力を尽くして努めているところでございます。

打ち合わせにつきましては、実際のところ、ほぼ毎日のように何かしら話はさせていただいております、大体週に二、三回は地元の代表者の方とお話ししますし、県についても大体週に一、二回は会ったり、電話等でやりとりをして、今後の復旧の方法であったり、安全管理についてお話を一つずつ詰めているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

その地元との話し合いというのは、もう電話で、やっぱり個人的な、その代表者と話されているということですか。普通、会議を行う場合に、その役員さんに何月何日に集まってくださいと説明しに行くじゃないですか。そして、県からこっちへ回答をもらったら、それをまた報告しながら、また皆さんと会議の中でずっと練っていくじゃないですか。この事業でやっていこうと、そういうことをされたんじゃないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

そちらにつきましても、定期的とか言いませんが、必要に応じて、回数は地元の水利組合の総会であったり、会議の中に出席をさせてもらって説明をしますし、県や農政局のほうにも出向いて話をさせてもらっております。

ただ、簡単なやりとりににつきましては、水利組合の代表者さんを交えて話をして、そちらでこれは全体で話してほしいということにつきましては、全体で話をするということで、議会中でありませけれども、今度の10日についても、また夜に説明会を持つようなお話をしております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私も農林水産省の補助事業で農村地域、防災、減災事業というのがありまして、調べてみました。この事業は地震、集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力を図るための総合的な防災、減災対策を実施する事業で、平成31年度概算予算が430億4,200万円となっております。

その事業のメニューの中で、ため池の防災減災対策をより一層促進ということがありまして、ため池の①が地震・豪雨対策型、②一般整備型、③ため池長寿命化型。主な要件として受益面積が2ヘクタール以上かつ総事業費が800万円以上となっており、2分の1の国費対象となっております。

この事業の実施要項では、県知事がこれに基づく総合計画を作成し、市町村長が実施しようとする、また、希望するときは、この計画に即して計画を策定して、採択を希望する年度の前年度の11月末までに農政局長に申請書を提出するということになっております。

もう9月ですから、そんな悠長なことはできないんですよ。今、出しても来年度事業ですから。だから、どのような補助事業で復旧を考えていこうと思っただけなのか、そのあたりをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

6月議会のときでお話を多少させていただいたんですけども、まず、先ほどの計画に載せるために11月ということであったんですけども、県に提出する場合にはプレヒアリングということで、7月に概要書の提出が必要となっております。ただ、その概要書の提出の前段の中で、県と協議をする中で、我々が当初計画をしたものというのが補助の対象にはちょっとできかねるというお話がありましたので、そういったところで今回4月のプレヒアリングへの概要書提出というのを見送ったということで、それができないということで、それであれば、早急に災害復旧を行って、まずは現状復帰をすることが必要ではないかというところで、先ほど町長が御説明したとおり、まずは復旧をして、早く営農ができるようにして、それから、今後補助金とかを活用できるメニューがあれば、そういったものを使いながら、安全対策を図ってまいりたいというところで、今、地元水利関係者、県、国と協議を進めているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、ちょっとわかりやすく簡単に言うと、最初は復旧と改良を一緒にやろうとしたんですね。そして、ことしの7月にプレヒアリングに持ち込もうとしたんですけども、それがうまくいかなかった、対象にならなかったの、とりあえず復旧をやって、改良は来年以降という、そういう形になります。だから、まずは復旧を今からやり始めて、今度の水稻までの間に終わらせて、ブルーシートを早くとるとというのが第1番目で、その後に来年度から今度はどういうふうに改良していこうかという、今、その下打ち合わせを農水本省、そして農政局、県とやっております。だから、そういう状況なので、まずは復旧事業が今からスタートするという御理解いただければと思います。当初は復旧と改良を一緒にやろうとしたんですけども、それがちょっとうまくいかなかったということで御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

わかりました。とにかく現況を復旧して、それからまた協議をしながら2段階でやっていくということですね。個人的には、やっぱりあれだけの貯水量が大きいため池ですから、将来の憂いをなくすためには、堤体を下げるとお金がかかるんでしょうけど、やっぱり余水吐き、洪水吐きを下げながらも、やっぱり貯水量は下げた方がいいかなと個人的には思います。

地元と、水利組合としっかり協議をしていただいて早急な復旧が行われますようによろしくお願いいたします。

それで、私はちょっと大事な質問を、先ほどの企業誘致のことで忘れておりましたけれども、ちょっとまた戻ってよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

どうぞ。

○2番（天本 勉君）

それで、私が(3)産業用地を含めた市街化区域の拡大とあるが、どの区域を想定しているのかという設問の中で、その中で鳥栖市の幡崎、姫方の約70ヘクタールの物流業務団地です

ね、グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖ですね。今現在、40社ぐらいの集積がされております。この開発団地は、これが昭和63年、昔、運輸省の物流ネットワークシティ構想というのに基づくものでございまして、平成元年4月、鳥栖市がモデル地区に選定されまして、2月4日に第1号の整備地区として承認されております。

平成10年度に佐賀県が引き継ぐような形で事業主体になりまして、流通市街地の整備に関する法律、流市法に基づいて、あそこの市街化区域に準工業地域にして開発を行っております。鳥栖の商工団地もそうですね。やっぱり県事業でやっているんですね。だから、基山町もこのような手法を県にお願いできないのかなと思っております。地区計画で少しずつ開発する、一つの手法なんですけれども、都市計画手続とか農振除外、農地転用とかをすると、もう大変な労力だと思います。

それよりも怖いのは、やっぱり小さくやっていくと、そこに道路ができないため、活用できない土地が生じるのではないかというのが一番危惧するところ、心配するところです。大々的にやって、道路をさきにつくって開発するなら大丈夫なんですけれども、そこを心配します。

国、県が主体となると、もう御存じのように農地転用、一部を省いて、農地転用が不許可になります。県にやってもらう。町はお金がないから用地交渉などの人的支援を行って、基山の地の利、ポテンシャルを生かして、県を動かして大規模な開発をやるべきじゃないかと思っておりますけれども、そのあたり、町長はどんなふうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、農業のすごいいい場所以外で、そんなに広く基山町でとれる場所を私は残念ながら、見つけ切れていません。やっぱり県にやってもらう。県もそんなには今、西のほうで精いっぱいなので、どこまで県がやってくれるかというのはわかりませんが、県にやってもらうためには相当大規模にならないといけないと思うので、まずは基山町で考えた場合には、せいぜい3区画のものぐらいしか、工場でいえば、イメージできてこないんですよ。あとはよっぽどの山を切り開くとか、そういう話があればまた別になってきますけれども。

当然ながら、産業用地につきましては、県との意見交換もこれからやっていきたいと思っておりますので、当然、手伝っていただける部分は手伝っていただきたいと思っております。

ただ、やれることからやっていくのが大事だと思いますので、いろいろなことを言いながら、少しずつ今企業は入ってきていますので、そういう形で今からも進めていきたいなというふうに思っています。

一方で、産業団地の建設につきましても、ぜひやっていきたいと思いますので、そのときに県で支援していただけたところがあれば、積極的に県の支援を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私はあそこのやっぱり適地といいますと、やっぱり長野地区ですね。それから、また南の奈良田地区、それと野口地区の南側、あのあたりもいいかなと。それと、先ほど久保山議員から質問がありましたグリーンパークの都市計画道路を整備したらいいんですけど、あとちょっと東側に確保できるんじゃないかなとは思っております。

本当に基山はせっかくこういう地の利、ポテンシャルが高いんですから、どうか農業を守るのは基本でしょうけれども、地の利を生かして、企業誘致を進めてもらいたいと思います。本当、企業誘致を進めると、新たな雇用がふえて、定住人口がふえて、活気あるまちづくりが生まれると思います。もっと基山のポテンシャル、地の利とか、そういう優遇制度をいっぱい情報発信していただいて進めていただくといいと思います。

基山町民が地元で働き、地元で暮らす。そうすると、2世代、3世代もふえる、税収もふえてくると、よいことづくめですので、最重点事項として積極的に推進していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、ちょっと9分ありますけれども、これで私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で天本勉議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後3時22分 散会～